

議 事 日 程 (第 3 号)

令和3年12月10日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第84号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第6号)

議第85号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第86号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第87号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	齋	藤	弥	志	夫	君						

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	中 川 三 彦 君	企 画 課 長	佐 藤 光 弥 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	渡 会 和 裕 君	地 域 生 活 課 長	畠 中 良 一 君
健 康 福 祉 課 長	池 田 久 君	町 民 課 長	後 藤 夕 貴 君
会 計 管 理 者 教 育 委 員 会	舘 内 ひ ろ み 君	教 育 長	那 須 栄 一 君
教 育 課 長 農 業 委 員 会 会 長	菅 原 三 恵 子 君	農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君
代 理	伊 原 ひ と み 君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	石 垣 ヒ ロ 子 君
代 表 監 査 委 員	本 間 康 弘 君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林 エリ 主任 瀧口めぐみ

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（那須正幸君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（那須正幸君） 12月8日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

また、説明員としては町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

なお、佐藤充農業委員会会長は所用により午後から欠席のため、伊原ひとみ会長代理が出席いたしますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第84号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）、議第85号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第86号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第87号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、以上4件であります。

お諮りいたします。ただいまの4議案を一括して審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(那須正幸君) ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、補正予算の審査に入ります。

1番、本間知広委員。

1番(本間知広君) おはようございます。今日、本当に天気がよくて、新しく東側に駐車場ができて、駐車場に入ってきますと山がぱあっと真正面に見えるのです。今日は雪化粧で山がきれいに青空に映えておりまして、本当にきれいでした。ということで、私のほうからも質疑をいたします。

まず、健康福祉課のほうにお尋ねをしたいと思っておりますけれども、概要書で恐縮ですが、歳入です。歳入のほうで山形県出産支援給付金296万1,000円、これ県10分の10というのがありまして、これの歳出を見ると、12ページ、項1児童福祉総務費の節18負担金補助及び交付金ということで、出産支援給付金ということで載っているのがそれだと思っておりますけれども、これについて、これ多分今までなかったのかなという自分なりの認識だったのですが、そこら辺も含めてちょっとご説明をお願いしたいと思います。

委員長(那須正幸君) 池田健康福祉課長。

健康福祉課長(池田久君) この出産支援給付金につきましては、委員おっしゃるとおり、今年度県の事業として新しく出てきた事業であります。内容としましては、出産費用の支援ということになりますのですけれども、県で算出しました平均出産費52万円と健康保険のほうで支出します一時給付金40万4,000円の差額11万6,000円の2分の1、5万8,000円を支援するというものであります。当町としましては、人数としましては49名を予定してまして、先ほどあります歳出のほう、負担金補助及び交付金のほうの284万2,000円ということで上げさせてもらっております。

なお、18の負担金のほかに、10節の需用費の消耗品費、それから11節の役務費の通信運搬費、手数料、これらもこの出産支援給付金の事業としての予算となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長(那須正幸君) 1番、本間知広委員。

1番(本間知広君) 新規というお話でありました。節10、節11含めて概要書にも載っております。これ含めた形で296万1,000円ということでございました。分かりました。

これ県のほうからというお話でありました。やはり一定の収入というか、そういうもの、出産をする費用、そこら辺を考慮したということでの事業なのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺の何かご所見あれば。

委員長(那須正幸君) 池田健康福祉課長。

健康福祉課長(池田久君) 委員おっしゃるとおり、出産費にはかなり大きい金額がかかりまして、その分健康保険法のほうで一部支援ということにはあるのですけれども、やはり所得の少ない人等もいらっしゃいますので、その方々の支援ということで、県のほうで今年度生まれた子供に対して支援することです。

以上です。

委員長(那須正幸君) 1番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 分かりました。やはり一助になって出生率が上がってくればいいのかなというふうに思います。

今の答弁で、所得が低い方というお話がございました。ちょっと下世話な話なのですが、今国のほうでも話題になっておりますけれども、いわゆる国の10万円給付です。これについて今のところの現状で構いませんので、町のほうで何かあればちょっとそれもお聞きさせてください。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 今話題になっています10万円ということでありまして、名称が子育て世帯等臨時特別支援金というふうなことで今事業が進められていることとあります。内容としましては、高校3年生までの子供1人につき10万円を一応所得制限を設けて支給するということとあります。その10万円の支給につきましては、最初5万円を現金で、その後2回目に5万円分のクーポン券を原則として配布すると、各自治体の実情により現金でも可能ということで、こちらのほうに説明会では流れているところとあります。今現在、最初のほうの5万円の支給について準備を進めている段階ではあります。今結構話題になっていますクーポン券の関係につきましては、この市町村の実情というのが細かくまずはつきり出てきていないという部分もありますし、こちらとしても国の動向をまだつかんでいませんので、今後各、国の情勢とか、それから他の自治体のほうの状況も見ながら判断していきたいと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 実情に合わせてということとございました。これからの話でありますので、どうなっていくのかよく見ていきたいなというふうにも思っております。ありがとうございました。

それでは、続きまして予算書の10ページです。款2総務費、項2文書費のところ、節11役務費253万円、通信運搬費ということで増額になっているわけですが、通信運搬費でこれほど増えたというのはちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

文書管理費253万円のご質問でありました。こちらにつきましては、通信運搬費、郵送料ということで、当初予算に対しまして今年度、令和3年度の不足の見込み分ということで、過去3年分の10月から3月までの執行額の平均値を出しまして、それに対して現在の残額がどうも少ないということで補正をさせていただいたということとあります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） これ具体的に何の通信、郵送料が足りないということなののでしょうか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

通信運搬費の郵送料については、様々な郵送に係る経費がございますので、具体的にこの分が幾ら足りないという細かいところまでは出してはございませんが、考えられるのが4月から6月までの文書に係る

その郵送料が例年よりも多かったということをございます。その時期あったケースとしましては、今年度固定資産税の名寄せを送付したということで、例年していなかったわけですが、こういったものを送付した、例年ない取組をしたということも影響しているかというふうに考えております。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 分かりました。名寄せの郵送料がかかったということでありました。了解しました。

続いて、同じページ、次、下のほうです。項8企画費です。これ補助金が入っております、999万3,000円。概要書によりますと、道の駅移転整備に係る基盤整備検討調査業務に対する補助金と、国2分の1ということでありましたが、ここだけ、その企画費の中身を見てもちょっと何に使ったのかというのが分からないということですので、会計的にどういう流れになってこういう補助金が入ってくるようになったのかということにつきましてご説明お願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 歳入のほうについて説明をさせていただきます。

この官民連携基盤整備推進支援調査費補助金、国庫補助になるわけですが、この事業につきましては、本来というか、今年度分の事業の募集が昨年度中の応募分第1次、それから今年度に入って4月末までの応募分、それから第3次ということで6月、7月上旬にかけての募集と、3回に分けて募集があったわけですが、遊佐町として応募したのが6月の応募でありまして、当初予算と6月の補正で委託料を計上しておりますけれども、歳出についてはその委託料分、事業名でいうと遊佐町における道の駅移転整備に係る基盤整備検討調査というものの委託料になるわけですが、交付、7月の頭に申請をして9月の中旬に内示を受けております。そのため、歳入が確定したのがその時期ということで、9月補正には間に合いませんでしたので、今回国庫補助が決まったということでの歳入だけの計上となっております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 了解しました。もう調査ということでやっていることですので、それに対する後からの、内示受けた分で収入だけ上がって後から上がってきたということでありまして。

今後なのでありますが、事業によってはやはりいろんなところでの補助金なり交付金なりということを活用しながらの進捗になっていくのかなというふうに思うのですが、今後もやっぱりこういう形というのは想定されますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 今後につきましては、いろいろ実施計画等を整備して、具体的な事業が決まれば建物等に関しても進めていくと思っておりますので、基本的には当初予算で国庫補助申請の予定、その採択の予定でということ予算計上になっていくのか、どうしても時期が遅れてこういったように後から補助が決まるという場合もあるかもしれませんが、基本的にはこういった補助事業を活用してこの事業を進めるのだという、そういったところは決めながらというか、検討しながら、事前になるべく使える補助事業というのを使って、なるべく自己財源少なくするような取組をしていく予定です。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 私が今これから言おうかなと思ったことを課長のほうから先にお話をいただきました。やはり課長おっしゃったとおり、なるべく一般財源圧迫しないような算段というか、段取りをしていかないと大変だろうなという気持ちでございましたので、ぜひそういったことも活用しながら事業のほうを進めていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、14ページになります。款7商工費の項1商工費、目3の観光費についてお尋ねをしたいと思ひます。工事請負費で観光施設整備工事費ということで1,000万円金額が載っております、補正でこの話が上がってまいります。経年劣化ということで壊れるのはしょうがないとは思ひますが、毎度毎度やっぱりこういう一般財源から持ち出してという修繕ということなのでございますが、自分の中では観光施設、基金もあるということで、多分素直に考えればその基金というのはやはり最後の手段ですので、本当にどうしようもないときにとということなのだろうとは思ひますが、例えば予算立てをするときにある一定程度の線引きをしながら、基金も活用しながらの修繕ということもある意味計画的に行えば一般財源の負担も少しは減るのかなと思ひながら、その修繕の金額については見ているのです。ここら辺の基金の活用というところでちょっとお尋ねをさせていただきたいのですが、そこら辺どうでしょうか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

財源としての基金の活用というお話でございました。基金につきましては、町では様々な基金がありまして、今回の場合は観光施設整備基金のお話だったかというふうに思っているところです。観光施設整備基金につきましては、その目的については観光施設の整備を行うための資金ということでありまして、この条例に基づく整備に要する経費の主財源に充てるとき処分できるということになってございます。お尋ねのどういった場合に基金を活用するかということでもありますけれども、一般的にはこういったケースの場合基金を活用しなければならないというような取決めは特にないと理解しております。基金の積立て、取崩しにつきましては、全般的に町の振興計画が作成をされるときに合わせて向こう5年間の財政見通しというものがありますので、その中で一定の基金の積立て、取崩しの増減については把握をしているところでございますが、だからといってそれに縛られるということではございませんでして、一般的には当初予算編成において財政状況を勘案して財源としての活用が図られるというふうに理解しているところでございます。今回は補正予算でございますけれども、補正予算の段階でもその基金の一定の活用が図られるのではないかという考え方もございますが、補正予算といいますと大体6月の議会のときの補正予算のときは自主財源がなかなか確保が難しいという状況がございまして、そういった場合には過去においても基金を活用してということがあったように記憶してございます。ただ、9月、12月の場合ですと、一般的にはいわゆる一般財源の部分について一定程度余裕があるという考え方の下、あえて基金を使うということは最近是对応していないかなと記憶しております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） のべつ幕なしという話ではなくて、ある程度の年間のベースみたいなのを設定を、

ここまでは基金で対応しましょう、幾らかかるか分かりませんので、要はその分一般財源ほかの部分に振り分けたり何だりということもできるのではないかなというふうに思ったものですから、そういうこともどうなのかということでお聞きをいたしました。

ちょっと質問変えますけれども、そこに地方債30万円、観光費に充当になっているのですが、これはちなみに何に充当したものなのでしょうか。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

観光施設整備事業債ということでありまして、中身についてはしらい自然館ボイラー更新工事設計業務委託の経費に充てたということで、地方債については辺地対策事業債を追加充当して、30万円を予算計上したということでございます。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。これも使ったほうが財政的には有利だという判断でのことなのだろうというふうに認識をしております。

ちなみになのですが、これ施設整備に係る委託料ですとか、そういったことにも、合算をして、概要書によりますと委託料も含めた形で観光施設整備事業というくくりになっているので、ちょっとそこら辺も確認させていただきたいのですが、基金を例えば活用するという場合はその委託料も全部含めた形で活用できるのかどうかと。ちょっと確認させてください。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

基金につきましては、その条例の定めによりますと、観光施設整備基金については遊佐町観光施設の整備事業に要する経費の財源に充てるときという表現で、その処分について可能でありますよというふうに規定をされているところでございます。したがって、遊佐町観光施設の整備事業ということでございますので、一定広い意味で解釈すれば、その整備に充てる資金については工事費であったり、それに伴う設計監理とか、そういったものも含まれるというふうに理解しているところでございます。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。その細かいくくりはない、大きく整備に係る部分については基金は活用できるのだということで認識をいたしました。

今ちらちら話も出ておりますが、財源の話でいけばふるさと納税も今、今年も去年よりは増えているというお話でありますので、やはり前回も補正でちょっとお尋ねしたのですが、こういうことは100%町なのですね。何か壊れたから直すとかというのは、なかなかその後ろ楯になるものがないということで持ち出しになってしまう。いつ何が壊れるか分からないという状況の中で、経年劣化も含めて計画的にその対応はしながらも、それでもやはり不測の事態と、不測の事態と言うと大げさなのかもしれませんが、どこかここか、天候も含めて、この前も雷でどうのこうのというお話が教育課のほうからもありましたけれども、何がどうなって施設が壊れるかということもちょっと分からないので、なるべくそういった形で対応は今までも当然してきたのでしょうけれども、少しそういったことも含めて、基金も含めた形でなるべく一般財源を圧迫しないようなことで何とか今後も対応していただければなというふうに思います。

これで一応私の質疑は終わりたいと思います。何か町長ございますか。いいですか。では、私の質疑はこれで終わります。

委員長（那須正幸君）　これで1番、本間知広委員の質疑は終了いたします。

3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君）　それでは、10ページからご質問させていただきます。

款2総務費の項1一般管理費、節17備品購入費、新庁舎用備品購入費、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君）　中川総務課長。

総務課長（中川三彦君）　お答えをいたします。

備品購入費770万円、新庁舎建設事業に伴う防災倉庫保管用の資機材の購入であります。内容につきましては、テント、発電機、それから投光器、簡易トイレ、簡易ベッドという中身で、約300万円ということで計上しております。また、防災倉庫であります。今東側駐車場の完成とともに防災倉庫も完成したわけですが、その防災倉庫についてはそういった備品等を収納するための棚が必要でございまして、スチール製の棚について470万円を計上して、合わせて770万円ということでございます。

委員長（那須正幸君）　3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君）　新庁舎の建設に伴ってということでございます。今まで旧庁舎には同じような設備等はございませんでしたのでしょうか。

委員長（那須正幸君）　中川総務課長。

総務課長（中川三彦君）　お答えをいたします。

旧庁舎の中には防災資機材全くなかったかということそうではないとは思いますが、ほとんどありませんでした。また、防災センターのほうにも一定程度の資機材はあったということですが、今回改めてこの新庁舎の建設を機に防災倉庫のほうにきちんと整備をしたいということでございます。

委員長（那須正幸君）　3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君）　そうしますと、今回新庁舎の建設に伴い、より一層の充実が図られたという理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君）　中川総務課長。

総務課長（中川三彦君）　お答えいたします。

まだ物は調達してございませんので、充実を図りたいということでございます。

委員長（那須正幸君）　3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君）　昨今、非常に自然災害が多発している事情もございますので、ぜひとも充実を図っていただきたいと切に思うものであります。

では、続きまして8、企画費、節でいかせてください。節14工事請負費300万円、パーキングエリアタウン整備工事費、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君）　佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君）　300万円の工事請負費でございますけれども、ここには説明ではパーキングエリアタウン整備工事費となっておりますけれども、具体的には今高速道路から345号に抜けるランプの道路、

この後町道認定もしていただきますけれども、その道路と今現在ある菅里から来る町道の間が田んぼとして残りますので、その田んぼ部分に対応する、最終的に道路の分で側溝等は整備するわけですが、それまでの間の仮排水路の工事費、それから田んぼとして残る部分については地権者の方が3名で、田んぼの区画としては7区画残ってしまいます。どうしても面積狭くなって作業上都合が悪いということで、所有者ごとに畦畔を取り除いて田んぼの面積を広くする工事費ということになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） パーキングエリアタウンの整備事業という名目でございますが、着々と進捗しているという理解をしておりますが、やはり地権者の方に不都合が生じないように特段の配慮をお願いしたいと思っておりますが、その理解でよろしいでございますか。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 残地というか、残ってしまう部分について配慮する、引き続き耕作できるような、よりよく耕作できるようにということでの工事費になります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） これは、地権者3名いらっしゃるということでございますが、その3名の方がこのような工作をしてほしいというような何か依頼的なものはあったのでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 当然そこは地権者の方といろいろお話をしながら、よりよい方向で進めているところです。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） よく理解できました。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして11ページ、節の12、一番上でございます。データパンチ委託料。これは72万4,000円の減額となっておりますが、これの説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 委託料72万4,000円の減ということでご説明いたします。その前のページの10ページの1の報酬68万4,000円の増にも関連してまいりますので、併せてご説明をさせていただきます。

これまで、データパンチは申告のときに来ていただく外部事業者さんのほうの委託料となりますが、申告関係の資料のデータ入力業務につきましては外部委託というのをしておりますが、委託事業者の方が執務室内で入力をしているという現状でございました。ただ、申告中に職員に代わる窓口対応ですとか電話対応、それから申告整理業務はこれは業務外になりますので、委託業者さんのほうでは対応しておらず、町民の皆さんをお待たせしたり、それから不便を感じさせることが多々ございました。このことから、今年度から外部委託を取りやめまして、新たに2名の会計年度任用職員、これが報酬のほうの68万4,000円となりますけれども、こちらのほうを任用職員の方から留守中の窓口対応、電話対応、それからデータ入力などの申告整理業務に当たってもらうことということで、計画変更をさせていただいたということにより、データパンチ委託料のほうを減、それから報酬のほうを増というふうになっております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 外部委託というご説明でございますが、この外部委託は遊佐町内にある企業でございますか、それと遊佐町外の企業でございますか。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 業者さんは、町外の業者さんとなります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） そういたしますと、業務見直しということでデータパンチの委託料が減額となり、さらにはその減額分に相当するような会計年度任用職員の方の雇用ということにつながっているという理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） おっしゃるとおりで、11月中にこの会計年度任用職員の方を募集しましたところ、遊佐町内の方から申込みがありまして、面接をした結果、その町内の方々から勤務をしていただくということで調整を取っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 町内の方2名というご説明でございました。期間はおよそどれくらい。通年の期間でございますか、それとも一定期間の。短期ということを書いていいのかわかりませんが、長期に当たりますか、短期に当たりますか、どちらでございますか。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 期間でございますが、申告が始まる時期ということになりまして、その少し前からの令和4年の1月17日から3月31日までの2か月間とあと11日ということで、短期の雇用というふうになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 短期の雇用という形態でございますが、これは当然雇用に応じた方々も理解の上のことということでよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 募集期間がこの期間ということでしておりますので、それに合わせて申込みをしていただいたと理解しております。

なお、面接のときも3月いっぱい、それ以降延長はできませんということと言われておりまして、短期でお仕事をしたかった方々から来ていただいたと理解しております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 仕事をしていただける方が4月以降は従事できないというようなお話という理

解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） そうです。そのとおりでございます。仕事をしている方のほうが4月以降は延長で来ることはできませんということで申出がありました。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） お話を聞き、事業内容と申しましょうか、業務内容の見直しが町民雇用につながったというふうには私は理解しました。さらに職務上の業務の見直しをして、町民が雇用の機会に、得られるという非常にすばらしい前例だというふうには理解をいたしました。今後ともこのような改善を大いにやっていただきたいと思います、この項は終わりにします。

続きまして、目の戸籍住民基本台帳費、節の7報償費85万円、事業協力謝礼、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 7、報償費の85万円、事業協力謝礼でございますが、こちらはマイナンバーカードの交付促進キャンペーンを行ったとき、交付のときに1人1,000円の商品券をお渡しするということがキャンペーンを行っておりますので、そちらのほうの商品券代ということになります。850人分の1,000円ということになっております。もともと10万円の予算がございましたので、85万円の補正を行いまして95万円、950人分というふうになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 950人分というご説明でございました。今現在どれくらいの方がマイナンバーカードの申請に訪れたか、数字分かりますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） お答えいたします。

今年度につきまして、11月30日現在でございますが、申請は4,461人の申請で、33.3%となっております。

なお、キャンペーンが始まってからの申請については、600人というふうになっております。キャンペーンが始まる前の5月1日から11月までの間の方々が200人おるので、約800人の方から申請をいただいているということになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 800人という数字が多いのか少ないのか、ちょっと私には判断できませんけれども、マイナンバーカードはそれこそ出生届を出せばその時点でマイナンバーカード交付の対象ということで理解をしておりますが、15歳未満の方の申請については親御さん、法定代理人ということでございますが、この法定代理人と一緒に申請を受けたという統計とか数値的なものは把握をしておりますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） お答えいたします。

すみません、当町では年代別の交付率というのは把握しておりません。町民課のシステムでは調査できないということもありまして、把握はしておりません。ただ、担当の感じというか、そのような感じでは、当町では65歳以上の方が少ない、それからやはり15歳未満の方々の申請が少ないという感じは受けております。ですが、これは調べたわけではございませんので、そういったことをご了承いただきたいと思っております。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 65歳以上も少なくても15歳未満も少ない、感覚、感じというご答弁でございますが、なかなかやはり親御さんと一緒に15歳未満の方の申請というのはちょっとハードルが高いのかなという感じも受けないではないのですが、マイナンバーカードを所持、所有することによって利点というものがこのホームページ上では記載をされております。それで、前回議会と町民との語る会で、自分は町外から町内に転居してきた、その転居してマイナンバーカードを持っているのだけれども、以前居住しているところではマイナンバーカードによる利点があったのだけれども、残念ながら遊佐に引っ越してきた際には今まで利点と思っていたものが遊佐では残念ながら使えなかったというようなお話もございました。今現在、コンビニエンスストア等々で住民票、印鑑登録等を発給できる市町もあるようでございます。当町における対応について少しご説明をいただければありがたいです。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） お答えいたします。

マイナンバーカードをお持ちで当町に転入したときにマイナンバーカードによる転入手続ができなかったということが最初のお話だったと思うのですが、現在は窓口でマイナンバーカードをお持ちすれば転入手続はまず済みます。それから、コンビニ交付のことになりますけれども、コンビニ交付につきましては庄内では酒田、鶴岡、それから庄内町ということで実施しております。当町も導入に関してはより有利な財源を調査中でございますので、もう少しかかるかなというふうに、今年度中にはちょっと難しいですが、来年度中ということで検討をしているところでございます。他町に利用件数などを、コンビニ交付の利用件数などもお聞きしているところではございますが、非常に少ない件数だということで回答、お答えがありました。ですが、社会の変化、それからデジタル化の推進ということに関しては当町でも本当に、少なくとも進めていかなければならないことだなというふうに感じておりますので、関係課と連携しながら、実現に向けて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 先ほど私が申し上げましたのは、各種手続というお話でした。例えばの話、私先ほど申し上げましたけれども、住民票を申請するに際しても記入をしなければいけない、マイナンバーカードを持っても全て一から、ない方と同じような記入をしなければいけない、そういう不便があったよというようなお話でした。しかし、今課長ご説明のとおり、可及的速やかに実行できるような方策を取っているというお話でした。その中に、有利なというようなお話ございましたけれども、揚げ足取るようなことで申し訳ないですけれども、有利ではなくても、やはり町民の利便性を考えればちょっと不利でも早めに、酒田、鶴岡、庄内と同じような体制を取られることを切にお願いをいたしまして、この項は

終わります。ありがとうございます。

続きまして、民生費、社会福祉総務費の一番下のほう、12委託料、一番下の人工透析患者送迎業務委託料78万5,000円、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

これにつきましては、一般質問のときでも話題になりましたけれども、冬期間自分で行けないとか、あるいは家族で送迎できない方というのが3名ほどの方から要望がありまして、その人方の送迎ということで、ちょっとマイクロバスでは乗り切れないので、その分タクシー会社を借り上げて送迎をするというものでありまして、タクシー会社への委託料ということでこの金額を計上しております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 4番議員の一般質問で、当町には五十数名の透析を受けていらっしゃる方がおられるというご答弁でした。人工透析という疾病と申しましょうか、なかなか根治の方向に行かない疾病であるということもちらりと。そうしますと、私が言ったようにだんだん、だんだん年老いてくればこの数値がもっともっと上がってくると予想をするわけでございます。その際に、やはり当町と関係機関、つまり医療関係と良好な状況に話合いといいたいでしょうか、そういうものも必要ではないかというふうに思うわけでございます。福祉については非常に力を入れているというのは承知しております。さらに多くなった際のことについて何かお考えございますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

現在の、これまでは月、水、金曜日ということで週3回、町のバスでまず送迎していたわけですがけれども、今回の3名につきましては今度火、木、土ということで、新たな曜日でまた送迎を始めたところであります。これにつきましても医療機関、本間なかまちクリニックのほうになりますけれども、その医療機関との調整によってこのようにしたわけでありまして。今後のことでありますけれども、この方々については冬期間だけではなくて、家族が送迎できないということであれば当然来年度からもということも考えられるわけでありまして、その方々についてはこのまままたタクシーを借り上げて送迎するか、あるいは今現在バス、新しくするわけですがけれども、その分については月、水、金ということで今動いているわけですがけれども、今度火、木、土についてもどうするかというような話についてもちょっと検討ということで今上げておまして、今後どのようにしていくか考えていきたいと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 先ほどのご答弁で、3名の方というご答弁でございました。これは、3名の方が一緒に、3名同乗で病院のほうに通院をされているという理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 新しく要望された3名の方については、医療機関との調整をして、同じ日にちに3名がまとまって送迎をするというのでしたところであります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） この方々3名は理解しました。しかし、このときに例えばあと2名の余地があるとか、あと1名乗れるから、何かほかの病気で本間病院に行かれる方、この日とこの日とこの日は何時から何時まで行くのだ、先着1名とか先着2名という非常に失礼な言い方かもしれませんけれども、もしそういうことを町の広報か何かで、こういう手だてもあるのだというようなことで、私行きたいというような方があったら、それは同乗、乗車可能ということでしょうか、そんなこと考えたこともないということか、いかがでしょうか。今タクシー、たしか乗り合い可能ということになってございますので、乗車定員分だけ乗れるという理解の下でこういう質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 今現在の冬期間の分についてはタクシーということでありまして、当然タクシーについてはもう一方乗れるということにはなりません。ですので、今増えたときにはもう一名は対応できるということにはなりませんけれども、ただバスも空いておりますので、その分についてはまたかなり多く乗れるということで、そちらのほうでの対応ということも一つ考えることになるのかなとは思っているところです。ただ、さらにもっとバスに乗れなくなるというときのことについては、ちょっと今後検討ということではしていきたいと思えます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） やはり酒田市内への通院となるとかなりの方がその通院の方法がないというお話もちらちらと聞こえてきますので、できるだけ町民の皆さんの要望に応えられるような対応をよろしくお願ひしたいと思います。それでは、この項につきましてはこれで終わります。

次に、12ページの款4衛生費、項1保健衛生総務費、節の18負担金補助及び交付金64万4,000円、重粒子線がん治療患者支援事業費助成金、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

これにつきましては、県の事業ということと町が出すということで、2分の1ずつの補助ということでするものでありまして、歳入のほうに県のほうの歳入が2分の1のっているところでありまして、この事業といいますと、山形大学医学部附属病院東日本重粒子センターというところで今度1月から回転式の重粒子の治療が始まるということでありまして、その治療が始まる治療費としましては、314万円ほどまづかかると言われております。その分の2割、いわゆる62万8,000円分を県と町で半分ずつ出し合ってまづ補助するというものと、もう一つ下のほうで借入れをした場合に年6%を限度としてその利子分を補助するというものになります。この予算を上げさせていただいたのは、今回1名分ということで、まづ2割分につきましては62万8,000円、利息分につきましては314万円の6%のまづ1か月分ということで1万6,000円、合わせて64万4,000円を上げさせていただいたものであります。

なお、今現在、重粒子の治療ということで、固定式というのは重粒子センターのほうで行っておりまして、前立腺がんとかはその辺治療が進んでいるのですけれども、それ以外、例えば膵臓がんとかといった

ものにつきましては保険が利かないということで、314万円ほど金額がかかってしまうということになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 最新医学を受けたいと思うのは、これは誰でもそうだと思います。それで、保険を適用すれば2割程度の金額で済むのでしょうかけれども、その62万8,000円という金額は1人という想定とのご答弁でございましたが、これはもっと、私も受けたいという方は多分今後いっぱい出てくるのではないかと私は思うのですけれども、その申請があった際には申請に合った人数分、対応可能という理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

この治療につきましては、1回ではなくて、まず何回か投射してということでやる治療なのですけれども、補助金の申請につきましては、この治療が終わった、いわゆる支払った後にこの分のを本人のほうにお返しするというような、今県のほうで進めているところでありまして、そのため今1月から始まった段階でまず3月までという短い期間でありますので、なかなかそこで済む治療の人は少ないだろうということと、まず1名というふうには載せているわけでありまして、もしその人が増えたという場合につきましては補正という形で対応させていただきたいと考えております。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 本当に山形大学にこの治療ができるという施設できて、県内の方は非常に喜んでいてのではないかと個人的に思っております。やはりできれば最新の治療を受けたいというのが、先ほども申しましたけれども、人間の心情でございますので、できる限りの対応をお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員の質疑は終了いたします。

4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 私から福祉灯油についてお尋ねします。

これは恒例というか、そういう種類のものだと思うのですが、ちょっと私があれだったのは、どれから尋ねようかなと思うのですが、予算書の11ページです。11ページで扶助費というふうに書いてあって、それでこの扶助費465万円というのは灯油そのものだけだと思うのですが、このほかに経費というのはいかかると思うのですけれども、その辺はどうなっていますか。これに関連して。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 灯油券の交付につきまますほかの経費ということでありますけれども、灯油券の印刷代ということで需用費のほうに9万1,000円ほど上げさせていただいております。

なお、郵送費につきましては、今回は総務のほうの郵送料、通信運搬費をちょっと使わせていただくということで考えて、計上はいたしておりません。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 本体と、それからあと郵送については理解しました。これは換金は必要ないので
すか。要するに灯油券を店に持って行って、その店でそれを現金にするときにはどうなるのですか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 事業所の関係になりますけれども、灯油券を利用者からまずもらうわけ
ですけれども、その事業者がこちらの役場のほうの健康福祉課のほうに申請書と一緒にその灯油券を送っ
てきて、それを確認しまして、町のほうから事業所のほうに金額を支払うというような流れとなってお
ります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4 番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 役場直接なのですね。分かりました。そうでないと思ったものですから、お尋ね
したのです。

それで、この灯油について今度はもっと基本的な部分なのですが、5,000円ですよ。1人5,000円。1
戸というか、1世帯5,000円ですよ。それで、まず現物ですよ、灯油券ですから。これをお金にして、
お金をあげると。券ではなくてお金をあげるとするのは、そういう考えは全然ないのですか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 今年度につきましては、まず灯油券でさせていただくということで考えて
おります。というのは、まずこの事業自体が灯油の値上がりについて助成をすると、その分について助成
をするという事業でもありますので、まず灯油に使っていただきたいということで、灯油券の発行という
ことで考えております。ただ、今後どうするかということについては今後の検討ということにはなっ
てくるかと思えます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4 番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 特に今年なんかは上がり方が大きいものですから、人によってはエアコンを弱く
して、エアコンでやっても料金が変わらない、ほとんど経費が変わらない、それから非常に灯油の持ち運
びの必要がないから楽だというような声も聞くのです。そういうことでお尋ねしました。

それで、灯油券、現金というその関係ですけれども、例えば灯油券を利用しているというのは10しかな
いのですよね、そういうふうにしてやっているのは。ほかのところはみんな現金です。その10も、市はな
くてももちろん町村だけなのですけれども、そういった状況なのです。そういう傾向があるものですから、
ぜひ考えてもらいたい。現金でという方法も前向きにご検討いただきたいというのが1つ。

そこで、もう一つ思い出したのは、先日要望させてもらったのですが、県の社会福祉協議会ですか、あ
そこの関係で要望させてもらったのですが、そのとき出ていた話ですけれども、お年寄りには灯油のポリタ
ンクを持って圧迫骨折をする例が出ているというのです。やっぱり18リッターのものを持つとかなりやっ
ぱり無理がかかりますから圧迫骨折をすると、そういう例が現実に出ているということが酒田の医療機関
のほうの方が話していましたので、特にこの辺も検討していただきたいというふうに思います。

あと最後は、5,000円でいいのかということです。そういう例が出ています。長井市で今年から1万円に
なりました。やはり5,000円では足りないという声があるのです。その辺は全く眼中にありませんか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 現在、5,000円ということでまず計上させていただいたところであります。

この事業につきましては、まずかなり値上がりが出た分のいわゆる負担が大きくなった分について助成をするという目的がありまして、いわゆる使ったという全部の助成ということではなく、負担大きくなった分ということなのですけれども、その金額につきましてはまず県の金額を基準ということで考えておりまして、県のほうで5,000円の補助をするというのが一つ考えにあります。ただ、金額的に例えばもっとすごく高くなったとか、かなり増えたとかということになれば、その金額について多分県のほうも検討してくるのではないかとはいえますけれども、こちらのほうでも検討することになるかとは思っています。まず、いずれにせよ県というものの補助事業について基準ということでは考えているところでもあります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） なかなか敷居が高いのだなということは今の課長の話聞いていて感じました。来年度以降、その敷居が高いけれども、まず世の中の動き、これから灯油等の動きがどうなるか分からないわけですから、それに注目していかなければならないわけですけれども、私が最近、先月の末くらいに、今月になってからかな、気づいたと思うのですが、去年の灯油の助成、遊佐はやらなかったのでしたっけか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 遊佐町は、助成はしていないところでもあります。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 私も資料を見て驚いて、県内で遊佐町だけなのですよ、去年やらなかったのは。なかなかそういった点では選択と集中の、何が選択されて何が集中したのか、どうぞお願いします。

委員長（那須正幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） この福祉灯油券がスタートした時点のことは、私が議会議員のとき始まった事業です。そのときの基準として、町では1リッター90円を超した場合、その福祉灯油券を発行しましょうよという合意の下でスタートしたということを考えましたときに、去年の灯油の値段は90円までいかなかった状態でありました。特に非課税世帯の方とか言われていますが、実は何でうちで福祉灯油券もらえないのだという、逆に不公平なのではないかという声も私には実際に寄せられております。高齢者世帯、収入少ないのだけれども、何でうちに当たらないのだろうかということを直接問われることもありました。全てを福祉灯油で賄えるということは、それはなかなか難しい。だけれども、やっぱり90円超して高くなったときのその福祉で一部を支援するという形でスタートしたものですから、去年は遊佐町だけと言われるかもしれませんが、基準に満たない金額での町での事業については至らなかったという判断をさせていただいたところでもあります。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 基準どおりというか、しゃくし定規というか、そういう感じがするのですが、なかなか35市町村ですか、この中で1つだけというのは目立ちますよね。何を聞こうと思ったのか忘れたな。あまりびっくりしてあれだったのか。

以上で終わります。

委員長（那須正幸君）　これで4番、佐藤光保委員の質疑を終わります。

5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君）　ちょっと調子狂いましたが、質疑に入ります。

私からは、まず一般会計補正予算書10ページの総務費の中の10番、需用費、光熱水費168万6,000円という項目が上がっております。概要書を見ますと、庁舎光熱水費不足分というふうに書かれておりますが、これはどういうことなのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

委員長（那須正幸君）　中川総務課長。

総務課長（中川三彦君）　お答えをいたします。

需用費464万5,000円のうちの光熱水費168万6,000円の補正であります。庁舎管理費ということで、執行額の不足見込み分ということで今回計上させていただきました。内容につきましては、庁舎の電気料金と、それから水道料でございます。新庁舎と、それから防災センターが含まれてございます。また、旧庁舎の部分も入ってございます。今回の補正につきましては、6月から9月にかけて旧庁舎、新庁舎2棟分の電気料金、水道料金の支払いがあったということで、この分が当初予算では見ておらなかったということでございます。

以上です。

委員長（那須正幸君）　5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君）　そうしますと、新庁舎に移行するという今年ならではの特別な事情により、このようなことが発生したというふうに理解するわけですが、それは了解いたしました。

その上で話を続けますが、私がやっぱり一番関心があるのは、新庁舎になって果たしていわゆる環境性能がどうなったのかということなのです。まだ通年使っておりませんので、当然分からないということはあると思うのですが、少なくとも新庁舎の建設基本計画の中には環境に配慮して省エネルギーに対応させますというふうになっておりますので、これはやはり目に見える、数字的に分かる形で達成しなければ、その意味では何のための新庁舎だったのかというふうになってもそれは指摘を受ける部分であると思うのです。まだできてから数か月ということは承知の上でお聞きするのですが、少なくとも一月当たりの、例えば11月とか10月とか一月当たりの新庁舎分の光熱水費というのは計算すれば出るはずですが。この場で細かい金額幾らですかとは聞きませんが、傾向として結構なのですが、旧庁舎と比べてそこら辺はどういうふうになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

委員長（那須正幸君）　中川総務課長。

総務課長（中川三彦君）　お答えをいたします。

細かいその請求額、使用料というものについては、大変申し訳ありません。今把握はしてございませんでして、新庁舎の電気料金につきましては、どうやら少し旧庁舎よりはかかっているという状況であるようでございます。いずれにしても、正確なその対比というものについてまだしてございませんで、分かり次第またお知らせをしたいというふうに思っております。

委員長（那須正幸君）　5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君）　まだ分からない部分があるけれども、電気料については多くかかっている傾向が

あるのではないかというお話でした。

非常に細かい話ですけれども、恐らく電気料に関係すると思いますのでお聞きするのですけれども、私
が新庁舎に入って、本当に細かい点かもしれませんが、気になったのは夏だったわけです。我々が夏とい
うよりまだ秋口のうちに移転したわけですけれども、トイレに入って手を洗うときになぜか温水が出たの
です。これは非常に気になりまして、今例えば冬季、寒くなってから温水出るのは分かる部分ありますけ
れども、何で夏なのに、まだ夏というか、暑い季節なのに温水が出るのだらうと。恐らくこれは電気で温
めていると思うわけなのですけれども。ところが、なぜか出はちよろちよろなのです。ちよろちよろ温
水が出るという何か不思議な手洗いになっていまして、ちよろちよろ出るのはそれは節水、分かるわけ
ですけれども、温水まで出す必要、夏はあるのかと。これは、繰り返しますけれども、ほぼダイレクトに電気
料金に反映されるでしょうから、そういう点からしてもこれは見直す必要あるのではないかなと思うので
すけれども、総務課長どうお考えになりますか。実際トイレも使っているでしょうから。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

私もそう言われてみればそのように、夏であるのに手洗いの水は温かかったなということ思い出した
ところがございます。その温かい原因については、詳しく調べてはございませんが、恐らく委員がおっし
やるような形で、何かしらの形でその熱源でもって温められているという経過はあるかと思えます。本当
に夏場でそういった必要がないものについては今後見直しをしていく必要があるかなと思えますが、一方
でそういった手洗いの水を補給する構造上致し方ない要因があったとすれば、それはそれで可能性として
はあるわけでございますので、ちょっとその辺のところは一度調べさせていただきたいというふうに思
います。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 省エネというのはある程度は大きく減ることができるのでしょうかけれども、それ
から先は細かい積み重ね、ちりも積もればマウンテンという話になってくるかもしれません。ぜひそこは
現象としては明らかな、夏の温かい水というのは明らかな現象ありますので、そこは調べて、対応できる
ものだと私は思いますので、対応していただきたいなと思って次に参ります。

同じ10ページのところで、ちょっと下の総務費の備品購入費のところです。先ほど若干似たような話があ
りましたが、私はもうちょっと細かめの話になりますけれども、お聞きします。新庁舎の脇にできた防災
倉庫の備品関係ということで、概要書のほうには細かく載ってまして、これは270万6,000円の内訳とい
うことで水が500ccが6,000本、御飯が1,200食分、パンが1,800食分、使い捨てトイレが1,000個というふう
に概要書に載っておりました。この時間はちょっと使い捨てトイレということについてお聞きしたいと思
います。実は災害時のトイレの話というのは非常に奥行き深い話でして、やり出すと一般質問になっ
てしまうので、今回ちょっとさらっとしますけれども、最新の行政報告書を見ると4,200個分というか、回分
というかの使い捨てトイレというか、簡易トイレの備蓄があるそうです。今回1,000個分がプラスになると
単純計算で5,200個というか、5,200回分ということになるのだと思います。では、どういうふうにこの数
字を見るかなのですけれども、仮に1日1人5回トイレへ行ったと仮定します。そうすると、5,200個だと
すると1,042人分の1日分と。言い換えると520人の2日分、もう一つ言い換えると347人の3日分だとい

単純計算ができます。一説には3日分のトイレの備えは必要だというふうな説があります中での5,200個なのですが、これは町のほうとして最終的にこれだけの数持っておきたいという計画において、していると思うのですが、単純計算5,200個というのはそこまで達しているのか、それともまだまだもうちょっと、この庁舎の隣に置くかどうかは別にしても、町全体として備える必要があるというふうに考えている中での話なのか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

ただいま委員のほうがお話しになりましたトイレにつきましては、これは消耗品のほうということで理解してよろしかったでしょうか。需用費の消耗品ということで、今回予算要求したものについては使い捨てトイレということで200人掛ける5日分という、1人1回しか使わないというふうな大ざっぱな要求の仕方です。1,000個ということで計上したものでございます。こちらについては、1人何回使うという部分については様々条件があろうかとは思いますが、おおむね複数回は使うのではないかとこの計算は確かに成り立つのではないかなと思います。そういった意味では、全部をそれで賄うということになりますと到底足りないという結論になろうかと思えます。ただ、今回併せまして備品購入費のほうの770万円のほうに防災資機材ということで、先ほども少しお答えをしましたが、棚が470万円で、その残りの300万円については防災の資機材ということで、300万円の内訳の中には簡易トイレがござります。簡易トイレにつきましては、屋外に設置をするタイプの簡易トイレ、それからマンホールトイレというものもございまして、これらを併用することによりまして、ご自分で使い捨てトイレで処理をするというものに加えてこちらのほうでも対応ができるということも合わせますと、併用することによってもう少し多くのトイレに対応できるかなということでは考えております。ただ、総量としましてはまだやはり足りないということには変わりございませんので、今後引き続き補正、あるいは予算計上をしながら対応してまいりたいと考えております。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） まだ総量としては足りないという言葉聞いたので、安心しました。これでいいのだと言われたらどうしようかなと思ったのですけれども、安心いたしました。

先ほどトイレの話は奥が深いと申し上げたのですけれども、私も実は1日に何回トイレに行くのだろうと考えてみたことがあるのです。そうすると、結構行っているのです。ちょっとネットなんかを見てみますと、医学的には8回以上が頻尿だとかいうふうに書いてあるのですけれども、ところが8回ぐらい結構ざらに行っているのです。例えば我々みたいに社会生活を送っていると、細かい話をして申し訳ありませんが、会議の前とか出かける前には一応行っておこうとか、そういうこともありますので、そうするとやっぱり回数が増える傾向がある。恐らく平均すると5回という話は一方であるのですけれども、それは社会に、外に出ないで家の中において自然状態でいた場合は5回ぐらいで済むのかもしれませんが、外に出ると増える。ただ、一方で災害になるとやっぱり緊張もするでしょうから、減るかもしれないということもあるし、かといって我慢し過ぎると当然体にも悪影響があるし、災害関連死と、エコノミークラスということも招くかもしれないということで、いろんな要素があるようです。

それから、もう一つ、災害の避難所では20人に1人、1か所ですか、というのが一応目安のようなので

すが、では20人家族でトイレが1つだったら足りるかというイメージを持ってみると、ちょっとこれは足りないのではないかと。特に朝はラッシュがどうしても発生しますので、やっぱり20人に1か所では足りないという話もありますし、あともう一つ、課長はもう当然お気づき、ご存じのことだと思うのですが、避難所の開設、すなわちトイレの開設だと最近は言われているようです。御飯食べるのは半日、1日、最悪の場合我慢してくださいと言えるかもしれないけれども、トイレを半日、1日我慢せよと、これは言えません。もう本当ぶっちゃけた話、男は何とかなるかもしれないけれども、女性だとかはどうもならぬということありますので、恐らく今まで避難所開設という話はその部分はまだ至っていないと思います。避難所開設と同時に20人に1か所のトイレも既にセットされているということまで目指す必要があるかなというふうに私思いますので、食料の確保以上にまずトイレだと思いますので、ぜひそこは今後とももう積極的に第一の重点事項で進めていただきたいと思います。

次に、健康福祉課にお尋ねをいたします。11ページの下のほう、民生費のうちの社会福祉費、社会福祉総務費の一番上、報償費のところ46万7,000円の減ということで、敬老祝金等というふうに書いてあります。等です。等ですので、いろんな項目があると思うのですが、概要書等々から見ますとこの中には雪かき応援事業、事業協力謝礼、要綱改正による70万円の増というのが含まれているというふうに私は計算して感じました。まず、これ要綱改正というふうに書いてあったものですから、雪かき応援事業、概要書のほうにですね、果たしてこの要綱改正というのはどのように改正になったのかをお聞かせいただきたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 要綱改正は予算がついてからの話になるのですが、実際に考えておりますのは、今の雪かき応援事業につきましては1日1,000円で限度額1万円というふうなところでお金を協力者のほうに支払っているのですが、その限度額についてを1万5,000円のほうまで上げたいというふうに考えております。1日1,000円の限度額が1万5,000円ということ考えているところです。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 今回の話は、70万円の増額というのは要綱改正に伴うものというふうに書いてありますので、要綱の部分もうちょっとお聞きしたいのですが、今回改正見込みというか、改正したいということに関しては、やはり当然事情があって、理由があってそういう話になったのでしょうかけれども、どのような具体的な事情、1件とかではなくて恐らく複数の件数の積み重ねで、総合判断でそういうふうにお考えになったと思うので、どういうふう考えた上で要綱改正になったのかも教えていただきたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） これにつきましては、協力者の方に冬が例えば雪が多いだろうと、少ないときもありますけれども、多いときでもまず例えば20日ぐらい出るとか、もっとそれ以上に出るとかという年もあるわけです。そんな年についても結局はその協力してくれた方については10回分、10日分しか出ないということで、もう少し上げてもらえないかというまず要望があったところです。そしてあと、この協力者というのなかなかだんだん見つけにくくなっているところもあります。それで、少しでもその協

力していただく方を増やせるようにということで、この金額をちょっと上げさせていただきたいということとあります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 今最後におっしゃっていただいた協力者が見つけにくくなっているというのは、まさにそこだと思うのです。いろんなケースがあるので単純ではないでしょうけれども、一般的に除雪を求める方というのはお年寄りの方が多いのだと思います。ところが、その応援できる人が減ってくるという中においてどういうことが発生するかというと、この言葉が適切か分かりませんが、いわゆる老老除雪みたいな、老老介護ではないですけども、そういう事態もさらに町内で起きているのだと思います。今までのところはいわゆる世の中に言うところの善意で、隣近所だから、向かい合わせだからということでやってきていただいている部分が多々あったと思うのですけれども、絶対的な人口が減ってくればそういうこともままならなくなるかもしれないというふうに思っております。単純にお金を増やせばいいということだけでも対応できなくなることもむしろ考えられますので、やっぱりそこも見て、お金のことはお金で当然手当てをすべきだけれども、金もう要らないと、俺もう体動かないという人もいますので、そういうことも含めてこの制度というか、事業を、毎年毎年状況は変わっていくでしょうから、トータルで考えて制度を運営していただきたいということを申し上げて、質疑終わります。

委員長（那須正幸君） これで5番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 午後から予定しておりましたが、急遽それでは私のほうからも質問させていただきます。

一応最初に地域生活課長のほうに質問させていただきます。それでは、予算書の項目で申し上げますと8款土木費、4項都市計画費の3目下水道費ですか、その中で14節工事請負費で650万円ほど増額補正の提案になっているようですが、概要書を見ますと升川地内の側溝整備工事費120メートルということであるようです。この工事については、昨日も文教産建常任委員会のほうで説明あったというふうに聞いております。実は私もこの件でお話を受けた経過がありまして、升川の今年の総会のほうで何かこの案件が出たそうでございます。それで、地域生活課のほうにつないでいただいて多分この補正につながったのかなとかというふうに思っていますが、概要について説明願えればと思います。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

こちら升川集落の水路整備でございますけれども、升川集落の区長さんのほうからご要望をいただいたところでございます。あわせて、春先に町政座談会ありましたけれども、町政座談会の場合におきましても集落の方から整備のお願いということでご要望をいただいた箇所でございます。地元では、この水路は広っぱ川と言っているようでございます。私も区長さんと一緒に現地立会いをさせていただきました。現地の状況でございますけれども、現況の水路、石積みでガラ積みになってございます。水路に隣接しています右岸側、下流に向かって右側になりますけれども、すぐ隣接して家屋ございましたけれども、コンクリート土間が空洞になっているという状況でございました。そして、左岸側、下流に向かって左側になり

ますけれども、こちらの畑あるのですけれども、畑も数か所、吸い出しを受けて陥没をしているという危険な状況にあった状況でございました。なお、こういうことでまず早急に整備する必要があるのではないかとということで、今回補正をお願いしたところでございます。

なお、現場のほうには水路脇に道路がないということで、また夏場は水路脇の畑、耕作しておりますので、整備箇所へ重機が入れないという状況でございます。ということで、農繁期を外しまして冬工事、今年の冬、早急にまず工事対応をする必要があるなということで、準備したいということでございました。今年の冬整備しませんと来年の冬になるということで、1年間またその状況で吸い出しが大きくなる危険性があったものですから、今回まず緊急でありましたけれども、補正をお願いしまして、冬工事で整備を図りたいということでございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） もう一度確認しますが、650万円の事業費ということで補正ですが、私もそこへ一緒に立会いさせていただいたのですが、全てガラ石積みというか、空洞になっているような水路で、断面はどのぐらいの断面なのでしょうか。ちょっとこれお聞きしたい。

それで、650万円であれば、今課長から説明あったとおり、今のこの冬期間の1年で終わられるということの想定での650万円なのか、ちょっと確認します。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

計画断面、現地立会いしたときに区長さんのほうと必要断面、水路の断面を確認してございます。RC水路500、500。幅が500、高さが500。50センチ、50センチのRCの水路でございます。延長は、スケールアップでございますけれども、約120メートルございまして、単年度で120メートル、今回の補正いただきまして単年度で整備完了する予定でございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） それでは、若干、1年で全てを終えるもので準備しているということをお聞きしました。さっき課長から説明あったとおり、私もその立会いしたときにもある民家の土間という、そこにもう穴が空いているほど石積みの裏が空洞になっているという状況で、迷惑かかっているという言い方悪いのですが、そんな状況も私も確認しました。

それで、ちょっと経過だけ申し上げますと、実は私も前職でそこら辺の水路整備に関係したものですから、今升川集落、上流部です。上吉出集落も上流部です。そうしますと、やっぱり上流部の集落というのが非常に、既得権という言い方は悪いのですが、水を生活用水に使っているという状況が多くあると思います。そういうこともあって、実はあの集落の中にパイプライン、町道の中に本線が入っているのですが、そこに全量入れるはずだったのですが、基本的にそういうものを要望あって、ちょっと上流部のほうに調整池というものを造って、そこからパイプに入っていますが、それから分水をして、広っぱ川でしたっけか、この水路のほうに流れている現状があります。実質前は水利権からいくと慣行水利権なのですが、許可水利権に変わったのが今の状況で、河川管理者から許可をいただいて量もらっているのですが、そこか

ら分けているというのがこの体系になります。ただ、あそこでサケのふ化やっております。孵化場もありますし、今この時期で採捕をやっております。そうしますと、やはりこの広っぱ川という川の水も当然流れていけば川に入っていきます。ちょっと過去の例を申し上げます。真っすぐ行くと洗沢に落ちるのですが、ちょっとカーブをつけまして、滝淵川のほうに落とした経過もあります。そうしますと、今の採捕時期に当然収量増えますので、そういうふうな過去にやった地域の方々の知恵といいますか、そういうこともございますし。ですから、言いたいのは、この時期採捕をやっていますので、今盛んに水流れています。そうしますと、何回も分けると当然工事費も金かかるのですが、集落に支障を受ける度合いも大きくなると思うものですから、今650万円という予算を提案上がっているようですが、これで1回をもって全て終えるという対応というのは、正しいという言い方は悪いのですが、地域にとっても予算面にとっても非常にメリットのある補正の内容なのかなと。ちょっと話まともりませんが、一応そんな理解でおります。まず、大変町政座談会、5月でしたっけか、5月の24日の日に町政座談会、高瀬でやったときもたしか副区長の佐藤さんが要望されておりましたので、まず総会で出たものが実現するのであれば大変集落のほうにも、喜ぶという表現悪いのですが、歓迎する内容なのかなと、そう思っております。

それでは、もう一点、あまり質問しますと後の方に影響すると思いますが、ちょっと1点だけ申し上げます。予算のちょっと科目、今急なものですから出てこないのですが、申し訳ございません。し尿中継槽清掃作業委託料。ちょっと今予算科目、急だったものですから出てこないのですが、これで78万3,000円ほど上がっているようです。概要を見ますと、日沿道延伸に伴う撤去前清掃ということで記入になっておりますが、ちょっと自分なりにあそこをイメージしてもどこにこのし尿、そんな施設はないのかなと。南山のところにはたしか上水道とかの施設ありますが、この場所について若干質問させていただきます。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

し尿処理槽の中継槽清掃作業委託料78万3,000円でございます。こちらにつきましては、場所につきましてはまず十里塚地内、具体的に申し上げますと幸輪さんの近くに車の解体屋さんございますけれども、そのすぐ近くにこの中継処理槽、存在しますというか、ございます。概要報告書のほうにも説明ありますけれども、日沿道の処理槽が計画路線内、工事する区間内、工事箇所にあるということで撤去する必要がございます。し尿処理槽の本体につきましては、日沿道の工事に合わせまして国のほうで解体、撤去しますけれども、撤去前に施設の清掃、そして消毒について町のほうで行っていただきたいということで国のほうからご依頼いただきました。その経費につきましては、今回補正をお願いするものでございます。国のほうからは、補償費ということで、当該施設の残存価格分、そして今回実施いたしますし尿処理槽の清掃費、消毒費ということで約138万円ほど国のほうから補償費をいただくことになってございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 休憩に入るかなと思って一度安心しておりましたが、では地域生活課のほうで、今あそこに、ちょっと自分なりにまだ理解できないのですが、解体、確かにあそこにそういうものがあつたと、それを最終的に清掃してやるということであるそうで、理解をいたしました。

それでは、今度教育課のほうに移ってまいります。歳入のほうで一般会計のほうの15款の県支出金、第

2項の県補助金、7目の教育費、県補助金の中の2節、教育総務費補助金の中で小中学校音楽教室支援事業費補助金5万4,000円ですか、この事業について歳入のほうにあるようですが、支出のほうを見ますとちよっとどこにも探せなかったものですから、この概要についてお伺いしたいと思いますし、小中学校とかいう、小学校についてはもう1年3か月後統合ということもあり得るわけなのですが、ちよっとこの事業についてお伺いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員の答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。
(午前11時56分)

休 憩

委員長（那須正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後1時)

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員への答弁を保留しておりましたので、答弁を求めます。
菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） 歳入予算、県支出金、小中学校音楽教室支援事業費補助金5万4,000円についてでございますけれども、これは町教育委員会独自で取り組んでおります。小学校芸術鑑賞教室事業に係る県の補助金でございます。鑑賞費の一部、実質は県の配分になりますけれども、この部分を新たに計上しておるところでございます。これにつきましては、今年度は山形交響楽団を招いてのスクールコンサートを2回に分けて実施したものでございます。山形交響楽団による事業に当たっては、山形県の当該の補助金が該当になるということで、このたび10月8日付で山形県小中学校音楽教室支援事業費補助金の額の確定通知をもって計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） なかなかこういう事業を見ますと箱物のようなニュアンスでいつも受けるものですから、支出がないということで質問させていただき、ソフト的なそういう事業であれば当然理解をしたところでは。

次に、一般会計の15款の県支出金、同じくですが、2項の県委託金のところで5目の教育費県委託金、ここに新たに9万円ですが、ICT活用による学習活動充実の推進事業ということで委託金、9万円ほどですが、あるようです。これも内容について質問させていただきます。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

この事業内容の詳細についてでございますけれども、まずこれについての充当事業費については元気の学校づくり推進事業に充てているものでございます。具体的には、令和2年度から吹浦小学校が県のICT指定校に認定されておりますけれども、昨年度よりICT活用による学習活動充実の推進事業に当たる経費について、県の委託金として投入しているものでございます。今年度の事業としましては、11月17日に県主催の公開研究発表会委嘱事業で、その係る経費として消耗品、実践事例集作成費、郵送料、飲物等

の経費として実績額9万円、この分を計上しておりますのでございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 確かに吹浦小学校、指定を受けまして2年目だかになりますかね、そのようなたしか情報も何か見た感じはしますが、分かりました。そういうことであれば理解したところです。

ちょっと最後にもう一点、教育課のほうにお尋ねいたします。一般会計の教育費の支出のほうです。2項小学校費、1目学校管理費の中で、2つの節に分かれておりますが、11の役務費のところ建物共済保険料、ちょっと額は少ない6万5,000円、それから次の12の委託料のところ遊佐小増築等警備保障委託料4万円、合わせて10万5,000円ですか、これについてお尋ねいたします。

遊佐小学校の増改築事業については、今年の7月1日に議会に提出のあった議第64号で契約になって、今現在工事進めていると思います。議案書を見ますと、高橋工業所さんと約2億240万円ですか、額はそうだと思いますが、工期が来年の2月の28日、そのように承認したところですが、ちょっと自分なりに解釈しますと、今言ったとおり来年の2月28日で終わると、そうしますと当然4月1日以降、まだ統合で使わないと思いますが、発生すると思うのですが、これは額から見て引渡しを受けた以降3月いっぱい例え建物保険、そういうことでよろしいのでしょうか。実は私もある方からちょっと口説かれたことあって、ある農業用のハウス建てたら、次の年から共済のほうに入ろうということでやったら突風来られてしまってぼろぼろになってしまったという、前聞いたことあるのですけれども、できたものを引渡しを受けたらすぐにやっぱりそういう対応はすべきであるのではないかと、そういう認識を持っていますので、もし私が今質問したとおり1か月分なのか、お尋ねさせていただきます。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

ただいまのご質問であります、まず役務費の保険料6万5,000円についてでございますけれども、お見込みのとおり、その内訳としましては1つは遊佐小学校校舎増築分として、まず内訳としては3万円を見込んでおります。といいますのは、2月いっぱいまでの工期でございますけれども、保険の適用として3月1日から町の建物共済の保険の適用に入りますけれども、3月1日から11月1日までの分を想定してのものでございます。建物分、それからこのほかテレビなどの備品の分を想定しての、合わせての3万円ほどの経費の内訳でございます。残りの3万5,000円につきましては、これも例年11月1日の保険期間の更新に合わせた保険料の算定に基づくものでございまして、当初予算の際は前年度の予算を参考にして計上しておりますので、その不足分として3万5,000円、合わせて6万5,000円を計上させていただいたものでございます。

そして、もう一つは委託料4万円についてでございますけれども、まさにこれが施設警備保障委託料として小学校の増築棟分の警備の追加分として計上しておりますところでございます。教室の準備行為、トイレの使用等もありますので、その分を増額補正させていただいたというところでございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 今年度中に増築の教室はできるわけですが、4月から使います。というの

は、5、6年生の2階の棟のトイレの大規模な改修に入るものですから、5、6年生2階の教室が不自由になると。そういうことで、今の段階ですけれども、校長としてはもう春から5、6年生を中心に活用したいと。そして、あと交流学习等でほかの学校から来た場合も活用するとか。したがって、来年度全くあと思わないでそのままになるということではなくて、全面的に活用するというで聞いていましたので、まだ決定ではないですけれども、その予定のようです。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） 追加して申し上げさせていただきます。

ただいまの4万円の委託料につきましては、これについては引渡し後の年度内の3月分の警備保障委託料の追加分でございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 詳しく説明になりまして、ありがとうございます。単純に考えておりました。それでは、教育課のほう一応これで終わります。

次に、産業課長のほうに質問させていただきます。最初に、気象災害対策生産資材等緊急支援事業ということで質問させていただきます。歳入のほうでは一般会計15款の県支出金、2項の県補助金、4目の農林水産業費県補助金のうちの農業補助金と申しますか、そこに記載になっております。その内容については、今申し上げました気象災害対策生産資材等支援事業費補助金29万4,000円、これが収入のほうに記載になっております。それで、支出のほうになりますと、一般会計の農林水産業費の、ずっと省略しますと農業振興費の18節に負担金補助及び交付金、その欄に記載になっておりますのが被害額増大により44万円ほど増額をすると、そういう中身のようでございます。被害の増ということで記載になっております。実質県の補助額が29万4,000円とすれば、この施設のやつ44万円を見ますと約66.8%ぐらいの歳入になるようですが、この事業の詳細について質問させていただきます。

委員長（那須正幸君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

気象災害対策生産資材等緊急支援事業補助金でございます。こちらの補助金につきましては、さきの9月定例会の中でも補正計上させていただいたものとなっておりますけれども、内容といたしまして今年の4月に発生しました降霜、霜の被害ですね、5月以降に発生した降ひょう、ひょう害もありました。これによりまして甚大な被害を受けた農業者の方々に対しまして、営農継続に向けて必要な肥料ですとか農薬の購入に対し支援をする補助制度となっております。9月の定例会の中で計上させていただきましたとき以降、また被害額の調査等ございまして、前回は花卉の収穫期以前ということでありましたので、花卉の収穫期を迎えて最終的な確定、確認をさせていただきましたところ、被害額が当初予定していたものよりも増大をしたといったことが判明したことが原因となっております。

金額の根拠となるところを若干説明させていただきます。系統農家さんでありますけれども、こちらのほうの被害面積としましては420アール。単価が10アール当たり2万円計算でございますので、84万円。桜桃、サクランボにつきましては、被害面積として30アール。単価が10アール当たり4万円ということですので、12万円となります。あと、系統外の方もいらっしゃいますので、そちらの花弁農家さんの部分、こ

れまだ見込みという形になりますが、150アールで2万円計算、こちらで30万円と。合わせまして126万円の金額となります。さきの9月補正では82万円補正させていただいておりますので、差引きしまして44万円、こちらが不足分として計上をさせていただいたものとなっております。あと、この歳出に対応しての歳入の部分となりますけれども、県からの補助が3分の2でございますので、計算によりまして29万4,000円、追加で計上させていただきました。

以上となります。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 9月以降の調査に基づいた残額ということで理解をいたしました。

続きまして、水産業についてお伺いしますが、科目変わりました歳入のほうで、水産業持続化支援事業についてです。歳入のほうでは、15款の県支出金で農林水産業費県補助金として9万円の補正の内容で、支出のほうでは同じく一般会計の6款のほうの農林水産業費の中で2つの事業が上がっております。それで、今申し上げました漁業就業者確保育成総合支援対策事業として18万円。県の歳入が9万円ですので、県2分の1、町が2分の1の事業だと思えます。あわせまして、支出のところには水産業持続化支援事業補助金40万円ということで提案になっております。この事業の概要、詳細について質問させていただきます。

委員長（那須正幸君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） 説明させていただきます。

まず、先に漁業就業者確保育成総合支援対策事業補助金18万円の歳出分のお話となりますけれども、こちらにつきましては、漁業に就業を希望される方の研修期間中の生活基盤の支援といった目的での事業となっております。今のところ、現在の他市町、具体的に申しますと酒田市にお住まいの方がいらっしゃいますけれども、この方が漁業を目指して遊佐町に住みたいといったような計画がございます。この方の支援という形での補助金となります。1つは研修準備支援金という位置づけでありまして、転居費用等に支援をするというもので、こちらが上限が10万円でありまして、満額予定をしたいと思います。もう一つが研修期間の生活基盤整備支援金、具体的に申しますと家賃補助でございます。一月当たり2万円の補助、一応12月から3月まで、今年度分の補助を予定しまして8万円ということとなりまして、合わせまして18万円の支出と、歳出ということでございます。先ほど委員おっしゃっていただきましたように、県と町で2分の1負担ということになりますので、歳入のほうで9万円の計上をさせていただいております。

もう一つのほうであります水産業持続化支援事業補助金40万円の歳出のほうを計上させていただきました。こちらにつきましては、昨年も同様の事業をさせていただきましたけれども、コロナウイルス感染症の関連から、これによりまして漁業者の収入等が減っていると、そちらの支援をするという目的でありましたけれども、内容としましては令和3年4月から12月まで、県漁協のほうに出荷した漁業者さんいらっしゃいますけれども、漁船ごとのコロナ禍以前5年間の各月の漁獲金額の5中3平均、こちらを算出させていただきました。令和3年当該月の漁獲金額が2割以上減少している場合の魚箱購入経費の3分の1を助成する制度となっております。一応40万円という積算をさせていただきましたけれども、こちらで把握しております実績としまして4月から9月までの購入経費、把握をさせていただきました。購入経費としておよそ55万円ほどでありましたので、そちらの3分の1と申しますと18万2,000円くらいになるのでしょうか、これが9月までの分でございますので、以降10月から12月まで、こちらを増額を想定しまして40万円

ということで計上させていただいたところでございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 遊佐町のほうってかなり漁師の皆さんも減っているといいですか、少なくなっているというはある方から聞いて理解をしておりましたし、酒田に住んでいる方1名いたかもしれませんが、そういう意思を持って活動されているということで、初めて理解しました。それで、もう一つは漁師さんの収入補償的なものがこの40万円に相当すると、それも理解をしたところでございます。

漁業のそういう補償のことから今度は農業のほうに移ってまいります、科目からいいますと農林水産業費の、同じく農業振興費の中で新型コロナ感染の農業打撃対策事業ですか、事業がちよっとはつきりしておりませんが、1,452万円ということで計上されております。最初に、端的にこのことについて申し上げます。先日、11月の16日全員協議会があって、その際議会のほうに説明いただいた内容でございますが、その資料を見ますと交付単価が10アール当たり2,200円、内容については、品種が特定されておまして、はえぬきですか、そういうものも含まれている内容のようでございます。一応県内の他市町の例をちよっと新聞記事等から見ますと、1,000円または2,000円というのがほとんどの状況でございます。ちよっと私が調べた限り2,200円というのは遊佐町だけのようですが、この2,200円にした背景についてもし、説明お願いしたいと思えます。

委員長（那須正幸君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

今回の米価下落対策支援事業助成金1,452万円ということで計上させていただいたものでございますが、今のご質問いただきましたのが助成単価、遊佐町は10アール当たり2,200円ということでございまして、周辺の市町と比べましても高いといったようなご指摘かと思えます。こちら庄内管内の状況等も確認をさせていただきながら、まして庄内みどり管内となりますと酒田市さんの状況なども、こちらでも意見交換等もさせていただきながら設定をさせていただいたわけですが、まずは1,000円は最低線かなというところではあったのですけれども、やはり遊佐町の主幹産業、米、米作りは主幹産業であるといったこともございまして、より手厚い支援が必要なのではといったようなお話もございましたので、こちらのほうでいろいろ基準となるところを探したりもしたわけなのですけれども、種もみ代といいましょうか、種苗代、こちらがどのくらいかかるのかと、10アール当たりの種苗費相当額といったものが、農業技術課さんのほうで発行している農業経営改善支援の手引というのがございますけれども、そちらのほうに金額示されておまして、そちらでいうところの種苗費として10アール当たり2,220円という設定とされておりましたので、こちらを参考とさせていただきまして、次年度再生産可能となるような金額を支援したいといった思いもございましての2,200円と、設定とさせていただいたところでございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） いっぱいもらえればそれにこしたことはないという認識ですが、2,200円にした経過は今了解しました。実はちよっと私この資料を見て自分なりに、私は全て一般米しか作っておりませんが、計算してみましたら、資料によると令和3年産の米の経費である種苗費の相当額を支援すると。令和

3年度分の支援ということでしたので、自分の買ったやつを引っ張り出してきました計算しましたら、2,200円いただくとかかった種子代の約8割を補助いただけると、そういうことでございました。8割であっても、いただけるものは当然何かの格好でプラスになると思いますので、大変いい事業だと思います。

続きまして、別の質問させていただきます。農水省共通申請サービスのデータ移行ということで予算概要書に載っております。予算の科目につきましては、一般会計のほうの15の、最初収入のほうですが、県支出金のほうとして県補助金、農業費補助金ということで、当初予算科目でいきますと経営所得安定対策等推進事業費、当初予算では317万2,000円ですが、その中に164万9,000円ほど増額になる補正のようがございます。内容を見ますと、農水省共通申請サービスのデータ移行経費の補助ということで歳入のほうにはなっておりますし、支出のほうは同じく農林水産業費のところへ支出で、同じ科目で当初予算90万円でしたが、それに今言った165万円をプラスする補正の内容でございます。中身的には、補助金10分の10ということで全て県費の補助のようでございますが、実は予算の説明を受けたときに総務課長から議会運営委員会のほうで説明を受けたときに、この補助金については遊佐町の農業振興協議会のほうに交付すると、そういう説明を受けて自分なりにメモしておったのですが、農業振興協議会のほうに交付になるという理解でよろしかったのかどうか、今回も含めて質問をさせていただきます。

委員長（那須正幸君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

経営所得安定対策等推進事業費補助金としまして歳出で165万円、歳入も同額という形になろうかと思いますが、こちらの内容といたしましては、ただいまお話頂戴いたしましたけれども、農林水産省の共通申請サービス、通称eMAFFというサービスでございますけれども、こちらについて、内容的にはインターネットを利用して電子的に様々な申請手続ですとか、農林水産省関係の申請手続がここで行えるといったものとなっております。これまで本町におきましては様々なデータ等の管理のために地域農業情報活用システム、こういったものを使用しておるわけですが、最終的に様々な補助金等の申請を行う際にはこのシステムから申請書を紙媒体に印刷をしまして、こちらを東北農政局のほうに持参をして申請をするといったような流れで来ておりましたけれども、こちらのサービスを利用することによりまして、インターネット回線を通じて電子化をして、申請等様々なその後の対応等もできるといったことになるようでございます。経営所得安定対策交付申請の電子化、こちらに係る事務費、現在持っているデータをこちらのeMAFFを活用するためにデータを移行しなければならないということございまして、そちらの経費が165万円ほどかかるというものとなっております。令和4年度当初からの運営を目指して、今の12月補正に計上させていただいて事務作業を進めたいなということを目指しております。

あと、ご質問ございました遊佐町農業振興協議会、こちらのほうに町から支出をさせていただく、この経費分を支出させていただいて、この協議会と、国が指定する業者さんいらっしゃいますけれども、そちらのほうと委託契約を締結した上で作業を行っていただくと、そういったことを想定しておるものがございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 最近は全て私たちの議会もデジタル化を取り入れていますし、農業分野でもいろ

いろ今言われたものが全て電子化的なデジタルになっているようです。そういうことで、農業振興協議会のほうに予算科目的には一応なるということをございました。

それで、ちょっと一般質問になってしまうかもしれませんが、この農業振興協議会のほうでやるということのございますが、先ほど2,200円の件につきまして質問をさせていただきました。先ほど言ったとおり、約8割相当分が種子代としていただくところもありますが、はえぬきの場合2,300円、減額で約9,500円という単価が11月16日の日に全員協議会のほうに示されました。私、先ほど言ったとおり一般のはえぬきとひとめと飼料用米しか作っていないのですが、かなり減収があるのではないかとということで自分なりに覚悟して秋の作業を終えたところですが、新聞報道にもあったとおり、今年の反収といいですか、これは山形県の場合628キロで全国1位ということで載っております。自分のことをちょっと計算して申し訳ないのですが、ではどのぐらい、単価は下がったのですが、収量は当然余計取れたとほとんど農家の方のございましたので、ちょっと額は言えませんが、去年の分と今年の結果を見ますと10アール当たり9,100円くらいしか、経費は別にしてですが、減額しかなっていないようでした。ですから、確かに単価は安かったのですが、収量は多分そんなに大きな打撃はないのかなと思います。そのような中、実は私の前職のところに聞きましたら、当然秋の10月末に賦課金の引き落としがあります。当然影響あるのかと思いましたが、かなり高い徴収率でございまして、トップの方に直接聞いたものですから、いや、かなりの、ただ影響あるのがやはり来年の春以降の、そちらに影響あるのではないかという認識を示しておりました。

それで、町長も含めて答弁願ひ、最後の質問ですが、実はこの間12月の3日ですか、4日の日か、県の農業再生協議会あったわけで、来年は遊佐町で102町歩ほど増えると、そういう報道がありました。そうしますと、先ほど言った克服対策事業、今年は飼料用米は東北農政局からこれから一定の補助金が入ってきますし、加工用米の場合は、今年初めて取り組んだのですが、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業、これを取組ませたようでございます。実はこれも私取り組んだところ一定の補助金をいただいたということですので、102町歩については恐らく飼料用米とか加工用米のほうに転用になっていくのかなと。ただ、これからこれを受けて農業振興協議会ですか、間もなく解散になると思いますので、ちょっと補正の予算に絡めて今後どう対応されるのか、概要だけで結構ですので、最後に質問して終わります。

委員長（那須正幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 農業振興協議会会長をあずかる自分の立場として、転作面積が示されたということで、近いうちにまた総会をしなければならぬ、確定をしなければならぬというつらい立場です。ここ数年、作る自由、売る自由という言葉がかつてありましたが、国は関与しないという形の中で、県を中心にした生産者団体に委ねるという形になって生産の目安が示されるようになりましたが、農業振興協議会では、遊佐町の協議会ではもう最高、賛成だからぜひこれでやってくれという前向きな議決は今まで一回もありません。なぜかという、毎年毎年転作面積の増加が、特に来年は一番激しくなる予定です。これだとやっぱり、どうやったら農家の所得確保という形になるのでしょうか。また、実は再生産可能な金額って幾らになるのか等をやっぱりしっかり見据えていかなければならぬものだと思っています。かつての戸別所得補償制度は、あれは自民党が野党でやったのだから半分する、そしてあとなくしてしまいましたが、では再生産可能な金額って幾らなのかというのを本当にやっぱりこっちから、生産者からアピールしていかないと金額がなかなか定まらないというか、なかなか上昇というのが難しい段階だと思ってい

ます。今あの振興協議会、皆さんが積極的な賛成ではないわけで、私も感じているのですけれども、あれ遊佐町多分一番転作の達成率、元気な農家がいっぱいいるという形で、収まらないのかなという思いもしているわけで、やっぱりどういってお米の決め方がいいのかについて議論する場が欲しいなという思いしています。そして、食料生産という形でいくと、今食料自給率、食料安保でいけば、日本はこの状態で本当に大丈夫なのかというのは疑問が1つあるわけですし、私を感じるのは今世界中では食べるものも生産できない、そして難民とかがかなり今出ている状況、そして難民は豊かなヨーロッパ、地続き、また海を越えれば行けるといっているわけですから、食料を直接支援するという発想にいかないと日本のお米、また一般米余りました、値段が下がります、転作が増えますの繰り返しになってしまうのではないかとことで心配をしています。今までのやり方を抜本的に改めるには、やっぱり食料の安全保障とかという形で新たに再生産可能な金額はしっかり保障するというような形にしてもらわないと、稲作中心の東北のエリアが本当に都会の論理にただ振り回されるという現状を非常に残念に思いますし、今の10アール当たり2,200円についても我が町の場合は先人が生活クラブ生協との共同開発米という形の取組でかなりのパーセンテージ、都会の生協の皆さんから僅かしか下がらない金額で買ってはいただいています。だけれども、将来的にその金額が維持できるかというところやっぱりなかなかきついであろうなという想定もしている中で、どういう形で稲作を主体とした地域が生き残っていくかということ自体は本当に頭の痛い問題。ですから、農業振興協議会の減反の目安はこうなりました、皆さんよろしいでしょうかと言っても誰も発言してもらえないような現状が我が町の農業振興での現状であります。

以上であります。

委員長（那須正幸君） これにて7番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） それでは、私のほうからもご質問したいと思います。よろしく願いいたします。

今米のお話ありました。今朝も私がフォローしているSNSの方の話では、日本人はお米を食べるのはせいぜい1日1食ということで嘆いている方いらっしゃいました。みんなで米食べて、何とか米価を押し上げたいなと思いながら今のお話聞いていました。

では、私のほうからも少しお話ししたいと思います。まず最初に、予算書の16ページ、防犯費、こちらのほうで、防犯灯の改修ということで予算がのっております。これ防犯灯どういうものをどれだけ直すのかというのを、分かる範囲で結構ですので、お願いいたします。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

諸支出金の防犯灯、防犯費でございます。内容については、防犯灯の改修工事費ということでのご質問だったと思いますが、その上にも修繕料ということで20万円ほど計上しておりますが、こちらについても防犯灯の修繕でありますので、併せて説明をさせていただきます。

この20万円のほうであります。通学路の防犯灯の修繕料ということで、これは修繕でありまして、1灯当たり2万円ほどを10灯分ということで計上をさせていただきました。具体的な場所は設けてございません。冬場の修繕ということで毎年、例年冬場になりますと故障等が発生をするということで、そのための修繕料ということでご理解いただきたいと思います。

その下、工事請負費でございます。防犯灯の改修工事費ということで、112万5,000円でございます。こちらは、遊佐元町地内の防犯灯の修繕工事であります。元町地内全部で188灯と把握してございますが、そのうちの25灯分、単価にして4万5,000円の25灯分ということで112万5,000円を計上したところであります。

委員長（那須正幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） ありがとうございます。遊佐元町が中心ということでございました。これから冬になります。先日の一般質問でもお話しさせていただきましたけれども、暗くなる時間が早くなります。4時にはもう、4時過ぎには日の入りという公式の時間になっていますので、当然、今日みたいな天気の良い日はいいのしょうけれども、やはり曇天の非常に天気の悪い日なんかは暗くなるの早いですから、こういう防犯灯を早く直していただければと思いますし、先日も私の一般質問の後に教育課長とお話したのですけれども、男性が包丁だか何かを持って小学生の女兒に切りつけという事件がありました。皆さんもニュースで見たと思います。こういうやからが薄暗い中で暗躍しないようにやはり防犯灯を明るくして子供たちの登下校を見守っていただければと思いますので、これは早急に、特に通学路の10灯分予算を持っているわけですが、万が一故障等ありましたら早急に手当てしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、概要書のほうに少し入りますけれども、観光のほうでしらい自然館のボイラーの設計委託、不足分のためということで提出されました。これは多分14ページの商工振興費の中の款かなと思っては見ていたのですが、この辺のその不足になった状況を少しご説明願えればと思います。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） この設計監理委託料でございますけれども、当初予算で一応100万円ほど予算を計上しておったのですけれども、実際に実施設計、それから工事の監理業務、合わせまして137万5,000円ほどの委託料がかかるということが分かりました。既設の予算の中で一部ほかで委託料を支払った部分ございまして、今予算残額が90万1,000円になっておりますので、不足分ということで47万4,000円増額させていただきます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） ここで予算の増額という、増額といいますか、今回補正で出されたのは今の理由は理解できました。

ここで、このボイラーの更新になりますけれども、これはどのようなボイラーを想定しているのでしょうか。灯油、いわゆる化石燃料を使うのか、それとも違う、バイオマス系のボイラーなのか、その辺いろんなボイラーありますけれども、どの辺を想定しているのかお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 当初予算で市内のボイラーの予算を計上しているわけですが、その時点では、今現在ペレットを使ったボイラーですが、灯油を使ったボイラーに更新ということで予定しております。

委員長（那須正幸君） 8番、赤塚英一委員。

8 番（赤塚英一君） ペレット、いわゆる木質バイオマスボイラーから化石燃料を使った石油のボイラーに替えるという考えでよろしいわけですね。やはり当町いろんな形で自然エネルギー、再生エネルギー、今問題になっていますけれども、風力発電なんかもありますけれども、いろんな形で環境には気を遣っている部分たくさんあるかと思えます。なぜせつかくのペレットボイラー、木質バイオマスボイラー、これを化石燃料のほうに替えるのか、その理由を少しお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 今現在、経年劣化でボイラーの調子が悪いというところですけども、ペレットにつきましても地元で作っている、町内で作っている業者さんとかもありませんし、ペレットの灰の処理等々もありますので、予算要求時点では灯油の値段もそんなに高くございませんでしたので、灯油のほうで維持管理、それから経費についても有利であろうということで、その時点では灯油ということで予定しておりました。

以上です。

委員長（那須正幸君） 8番、赤塚英一委員。

8 番（赤塚英一君） 以前もたしかあぼんのボイラーの改修が何年か前あったわけですけども、そのとき今の現社長である副町長はまだ職員の時代だと思いますけれども、その当時ここでも私、化石燃料からそういう木質バイオマスボイラーに替えたらどうだというお話させてもらいました。当時はやっぱり今ほど環境云々ということに非常に話題がなかったものですから石油ボイラーになりましたけれども、二酸化炭素の排出の一応基準というか、考え方が木を伐採した時点で二酸化炭素を排出すると。だから、その後燃やそうと、それこそ煮ようと焼こうと、何しようとして二酸化炭素発生しないという計算だったということ、その当時私調べたところありましたので、せつかく間伐なりで山を整備するために、わざわざ切るのではないですよ、山を整備するために出てくる木というのはたくさんあるはずですよ。そういうのを燃料にしたほうがかえって、このしらい自然館なんかはそれこそそういう部分ではいいのかなというふうに思っていますので、この辺これから設計だというのであればその辺もぜひ視野に入れていただければと思っています。銭湯だったり大規模な浴場だったり、温水プールだったり熱量にも十分賄えるだけのボックスボイラーがあるということで聞いていますので、ぜひその辺も検討課題に入れて、それで遊佐町は環境に非常に力を入れている町ですよというアピールになるかと思えますので、ぜひその辺検討していただければと思うのですけれども、町長お願いいたします。

委員長（那須正幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 山形県の町村会の研修が、ちょうど環境省の幹部職との研修会を先日私、11月の16日頃ですか、やってきたところです。実は環境省では完全に脱炭素、そしてその先行区域をできれば令和4年の1月から募集したいという話を聞いていました。1年20か所ぐらいで、5年かけて100か所、トータル予算として200億円を準備するという話をちょうど伺ってきました。そして、今実は職員を1人環境省に預けているわけですから、どんな情報かなという形で職員からも実は今資料をもらってきたところがあります。ちょうど我が町ではリーディングプロジェクトで、かつて吹浦に120人宿泊できる遊楽里という、当時から見れば、定員から見れば国民宿舎の倍の人数が泊められるような施設もありましたが、もう既に25年もたって、なかなか油を燃やすにしても大がかりに燃やすものですから、大変な環境負荷をかけてい

るという思いをしていましたので、私はやっぱりその脱炭素、そして国の補助事業がそのようにあるのであれば、観光施設を遊楽里に限らず、しらい自然館と再生可能エネルギーどうやったら導入できるかをしっかり検討してみたいと。そして、その中で、例えばこのエリアはソーラーとか、ここは小水力とかいろいろんな形が想定されると思います。それらについては、やっぱり地域の、地元のそういう関連の会社ともしっかり勉強会しながら、リニューアルの工事をやっぱりしっかりやらないと幾らやっても油の、ニューヨークの原油の値段に一喜一憂するような経営ではまずいだらうなど。それを今ちょうど、町から派遣している職員についてもそのようなデータを今町にちょうど送って私に持たせてくれましたので、それら等々、環境省いろいろな形で関係を密にして、そしてこれからのCO₂を出さない脱炭素、その社会に向けてやっぱり我が町でも、環境自治体会議に参加した町でありますので、それらについては後塵を拝するわけにはいかないと思っています。それらについてしっかりと先駆的なアクションを、多少予算がかかったからといってそれをやらないというわけにはいかないと思います。町としてはしっかり検討していきたいと今考えているところです。環境省の統括官から言われました。遊佐町さん、ちょうどいいときにちょうどいい補助制度がある、大臣官房の地域環境計画課にいい職員をよこしてくれましたねという話を伺いました。しっかりと国の方向性とやっぱり力を合わせながら、この地域の持続的な、持続可能な地域づくりの一翼をしっかりと担っていきたいなと思っていますところであります。

委員長（那須正幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 町長から非常に大きい話題で返答をいただいたのですけれども、今回はしらい自然館ということなので、規模の大小は別にしても、こういう小さいところであれば割と取っつきやすいのかなと私は思っていますし、これが要は遊佐町の農作物であったり水産物だったり、ああ、遊佐町環境に優しい町だよね、遊佐町とついただけで1割高くなります。2割高くなります。それで売ってくればありがたいなと思っていますので、ぜひその辺は、そこだけではなくてほかにも波及することも考えながら、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、そんなに時間もございませんので次に行きたいと思っておりますけれども、それでは予算書4ページのほう、債務負担行為で、先ほども3番委員も少しお話しされていたようにも、重粒子線治療に関する借入れの利子補給ということでお聞きしています。これに書いてあるのが専用のローンということでありました。重粒子線の専用ローンというのができたのかなと思いつつ見ていたのですけれども、この辺どうなのでしょう。少しお聞きしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えします。

専用ローンのことについてですが、申し訳ありません。私のほうにも情報が入ってきていないものから、ちょっと専用ローンについては今分からない状態です。すみません。

委員長（那須正幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 医療ローンみたいなのはよく話を聞くので、その話かなと思ったのですけれども、専用ローンと書いてあったものですから、これのローンってできたのかなと思って、ちょっと今ずっと、せっかくタブレットもあるのでネットで調べてみたのですけれども、なかなかちょっと出てこなかったもので、これ県の指導というか、県からの要請もあったものでできた制度だと思いますので、県としてはや

っぱり山形大学の重粒子線治療をアピールしたい部分でなったのかと思ったのですけれども、ちょっとその辺いろんな形でその使い方、どこまで融通が利くのか、どういうものに対応するのかというのを少し調べておいていただければと思います。よろしくお願いたします。

これに関してですけれども、治療費の負担ということで先ほど62万8,000円ですか、これ2割負担を、かかる費用の2割を負担、今回は1名ということで考えてよろしかったでしょうか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 委員おっしゃるとおり、2割負担の1名ということです。

委員長（那須正幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 我々山形県に住んでいますし、山形県の指導とか依頼からこういうのできているとは理解できるのですけれども、これは山形大学の重粒子線治療、これにのみ特化した制度として考えてよろしかったでしょうか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 山形大学の重粒子センターのほうで行う1月からの回転式の治療に特化したものではございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） では、国内でも四、五か所ですか、山形大学含めてあるのですけれども、ほかの医療機関では使えないということで解釈してよろしかったですね。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 委員おっしゃるとおり、ほかのところでの治療には使えず、山形のほうだけになります。

委員長（那須正幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 我々は感覚として分かるからいいのですけれども、これしか書いていないとどこでも使えるのかなという勘違いされる場合も出てくるかと思しますので、パンフレットなり、そういうものにはきちんとうたっていただければ後ほどトラブルは減るかなと思っていますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

さて、先ほどの債務負担行為ですけれども、これ見ると治療費のローンのみという形になっていますけれども、これは当然高額医療になるわけですから、これに対する後々の返還ですか、戻ってくる分ありますよね。国保なんかでも。そういうのに対象はならないのでしょうか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 今現在やっています前立腺がんの固定式での治療につきましては保険が利きまして、高額医療の対象になるのですけれども、この回転式のほうの治療につきましては、肝臓がんとか膵臓がんの治療なのですけれども、そちらのほうにはまだ保険の適用がなっていないということになりますので、治療費が高額になるということでこの支援になりました。

以上です。

委員長（那須正幸君） 8番、赤塚英一委員。

8 番（赤塚英一君） 保険適用なかなかこれならない高額医療、先端医療でございますので、非常にお金と、お金に余裕のある方がなった場合であればいいのですけれども、なかなか一般的に考えてそういう方というのは数少ないのかなと。そういう方がローンを組むというのも非常に厳しいのかなという思いもありますので、この辺何かしら、今々ここでこうしてくれ、ああしてくれというのは私も、何ができるのかできないのかとよく分からない部分たくさんありますのであれですけれども、ぜひこういう先端医療、県もやっぱりぜひ使ってもらいたい、いわゆるコマーシャルの部分もあるかと思えます。思惑として裏に。そうであればもう少し市町村に協力していただけないかということも言ってもいいのかなというふうに思っていますので、ぜひこの辺少し検討していただければと思うのですけれども、これ以外にも高額医療のかかるのあります。今日は議論のほうには入りませんが、当然前々からいろんな形でお話しさせてもらっています、国民健康保険の特別会計のがもつかどうかみたいな話もあるわけですけれども、そっちにも関わってくる話になるかと思えますので、ぜひこの辺は少し考えていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

では、次の項目行きたいと思えます。先ほども話ありました新庁舎の備品購入費として災害時の、水だとか、それらの購入あったわけですけれども、これ総務費一般として上がっているわけですけれども、項目これではよろしいのでしょうか。これ私は消防費か何かのほうの項目ではないかなと思うのですけれども、新庁舎の備品と言われるとはてなというところがあるので、その辺その新庁舎の経費として上げたという理由、何かしらあるかと思えますので、よろしく願いいたします。

委員長（那須正幸君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

今回、総務管理費ということで一般管理費の中にそういった経費について計上させていただいたところでは、一般的には、こういった防災倉庫に入る備品、あるいは消耗品については災害対策費ということで計上をしながら、そこで調達したものをそれぞれ防災倉庫のほうに配備をするということで対応をしてみました。今回の防災倉庫につきましては、遊佐町役場の新庁舎と一体的に使う防災倉庫という位置づけでございます。したがって、区分としましては庁舎管理費ということの大きくくりで予算を計上しまして、そこで物品を調達したものをその庁舎東側の今できたばかりの防災倉庫に収めるということで考えております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 8番、赤塚英一委員。

8 番（赤塚英一君） これは必要ですし、極端な話しすればもうちょっとあってもいいのかなというふうな思いは個人的にあるのですけれども、新庁舎の備品としてと言われるとはてなと、何でというのがやっぱり最初に出てきてしまいます。これは使う側であったり、使ってもらうためのアピールの部分としてもやはり適切な部分に計上したほうが私はいいいのかなというふうな思いもあったものですから、お聞きさせてもらいました。それで、いろいろ私のほうの思いがそのままイコールではないので、そこはああしてくれ、こうしてくれというのはないですけれども、その辺も少し考えていただけるともっともって分かりやすいのかなと。なかなか細かいその、概要書が出てきて初めて私も分かるわけですので、備品だと言われてもなかなかちょっとどうなのかなという思いもありましたので、少しお聞きさせてもらいました。

今回もいろんな形でいろんな補正出ています。もう少し突っ込んでお聞きしたいこともあることはあるのですけれども、何せこちらのほうも勉強不足の部分たくさんありますし、果たしてこの質問で適切なのかなと思いつながら聞いている部分もございますので、また不明な点ございましたらぜひその都度ご教示いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほぼ30分になりましたので、そろそろ私のほうも終わらせていただきますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

委員長（那須正幸君）　これで8番、赤塚英一委員の質疑は終了いたします。

9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君）　私のほうからも少し質問させていただきます。

先ほど7番委員からもございました米価下落に関する支援の話で、少し町長答弁が残念な感じが私もいたしましたので、農業振興協議会会長に意見を申し上げるわけではございませんけれども、私も以前議員になる前そのメンバーでもございまして、いわゆる遊佐町で転作をしない農家というのは庄内でも遊佐だけなものですから、庄内の会議に行っても肩身の狭い思いをしたところでございます。一般質問をするつもりありませんので、すぐに中に入ります。

今回の補正で2,200円になっておりますけれども、以前何か1,000円別に支援があったような気がしますけれども、今回2,200円の内容で町の負担分というのはどのようなことになっていきますでしょうか。

委員長（那須正幸君）　渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君）　お答えさせていただきます。

米価下落対策支援事業助成金の財源ということのご質問かと思っておりますけれども、まず町の一般財源ということとなっております。

以上です。

委員長（那須正幸君）　9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君）　全額、2,200円が遊佐の一般財源ということですね。分かりました。

それで、先ほどの冒頭にお話しした転作をしない農家を転作をする農家で補填してきて、遊佐町のいわゆる出荷分をつじつま合わせしてきたわけですが、どうしても農家が高齢化しまして、そういう大きな農家に頼らざるを得ない。その中で自分で売る。転作をしない。自分の販路を持てる農家にもだんだんとその面積が流入していくというような、よくない現象が起きております。今いわゆる開発米部会の中では省力化ということで、とにかく省力で大面積をできるようにいろんな施策を行っているわけですが、その中で一番大変なのがいわゆる元肥の散布でございまして、最近元肥の一発剤、一発肥料というのがやっております、春に振ってしまえば秋までそれで肥料が間に合うというようなものができております。これが県で推奨しております雪若丸専用一発剤です。残念ながら、これが現在大変問題になっております。プラスチックでできております。あのコーティング剤が。これがマイクロプラスチックになって海を汚染しております。今開発米部会の中では、いわゆる生分解プラスチックの取組を行っております。今試験中で、確立されておられませんけれども、なかなかちょうどいいときに肥料が溶けてくれないというようなところもありまして、と言いつながら結構値段が高いのです。そういうようなところの新技术にもいわゆる米価下落を受ける農家を対象にするその支援という支援金をお使ひいただければありがたいのかな

というふうに思います。開発米部会では、持続可能な値段を生協の消費者と話し合いながら、今1万5,000円近くの販売価格で取引をしております。そういうことで、町を挙げて、持続可能な米価というものは町でも率先して支援していただきたいなというふうに思いましたので、冒頭に申し上げたいというふうに思いました。

それから、概要書を見ながらさせていただきますので、担当課長は大体頭の中に入っているかと思しますので、遊楽里の関係で総合促進株式会社の社長のほうに実はお聞きしたいのでした。いわゆる観光は企画の課長に聞くことできませんので。今回3,000円の割引キャンペーンで、泊まってお得キャンペーンが開かれます。7,500円以上の宿泊プランにというふうになると遊楽里さんぐらいしか対象者がいないのかなということですので、その辺のことで、いわゆる7,500円以上ということになるのか、もっとほかにも旅館はあるわけですのでその辺対象というものをどういうふうに設定されたのか。課長に聞くことはできませんので、ぜひ社長のほうにお聞きしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） お答えをいたします。

これ今遊楽里を話題にされておりましたけれども、町内の宿泊施設、ホテルに対しての支援事業でございますので、当社でいえば遊楽里ということになります。食事付きの宿泊、食事の伴う宿泊、7,500円以上を対象にしてということで、町内でいえば、お名前を申し上げて恐縮ですけれども、鶴屋さん、のとなさん、それから酒田屋さん、これらにもしっかりと支援していきたいと思っております。これ昨年度のことは私も詳しくは存じ上げておりませんが、同様な形で昨年度も実施しておったというふうに伺っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 今吹浦駅前の丸登旅館が抜けたのかなというふうに思いましたので、一応記録に残りますので、では訂正をお願いします。

委員長（那須正幸君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 大変失礼いたしました。のとなさんと申し上げてしまいましたが、丸登旅館さんです。

以上です。

委員長（那須正幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 語句の訂正、私も。先ほど転作をしないというのは駄目なワードだそうで、協力できないというのが正しいワードだそうですので、これ訂正させていただきます。

それで、確かに泊まるときに一番のいわゆる決定打というのはお食事だと思います。先ほどほかの方の質問中に内職みたいにいわれる遊楽里に寄せられた書き込みの内容を見ておりましたが、海のそばなのにちょっとお刺身が普通だった、あと夏なのにカキが出てこなかったとかというような書き込みもありまして、やはり前だと結構お客様の声を真摯に受け止めて対応できたような気がしておりますけれども、最近いわゆる意見を聞く耳がちょっと鈍ってきたのかなというようなところもございますので、この泊まってお得キャンペーン、我々もおいしいお食事をいただきたいというふうに思いましたので、ぜひ食事に力を

入れてほしいと思います。特に吹浦で泊まればほかにいわゆる散策するところもございませんし、景色か食事か温泉かということになりますので、その辺は努力いただきたいというふうにぜひお話ししておきたいなと思いましたが、この話題といたしました。社長としても今戦略的なものがございましたらば。

委員長（那須正幸君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 宿泊施設は食事、景色、温泉と、加えてやはり何といてもおもてなしかなというふうに思っております。そのように努めておるつもりです。特に食事に関しましては、その書き込みがどのようなご注文だったかということもひょっとしたら関係していたのかなと思っております。私がお客様の声、アンケートもしっかりと取っておりますし、そのアンケートに基づいた社員の聞き取りなり、それから調理場の状況を確認しております。そもそも食事については最も力を入れておるところでございます、一部そういう声が上がっているということも確かに私も確認しております。そして、実態も確認しております。すると、いろんな事情がそこにはあるということ。ここで申し上げると言い訳がましくなりますのでやめますけれども、そこはそこでしっかりとまた真摯に受け止めて、現場に伝えて、そのような声が上がらないように一つ一つ丁寧に改善していきたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） ぜひお願いいたしたいと思います。特に私も県内に友達、同級生散らばっておりますので、ぜひ遊佐でということ、遊樂里でお泊まりになって、今であればイクラを、腹いっぱいだというのはちょっとこれは資源確保の上で問題かもしれませんが、おいしい海の幸がございますというコマースはできるかと思っておりますので、ぜひ生身のサービスをお願いしたいというふうに思います。

最後に、12月議会になると毎回計上されます松くい虫の町単のいわゆる対策が出てきます。今回の内容についてぜひ、13ページにございますので、お願いいたします。

委員長（那須正幸君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

松くい虫防除関係の事業費ということとなりますと、林業振興費、委託料ですね、2,450万円今回計上させていただきます。この2,450万円の内訳となりますけれども、ここには3つの事業入っておりますので、それぞれ説明させていただきます。

まず、1つは国、県補助をいただいで行方防除事業、衛生伐の部分となりますけれども、こちらにつきましては、当初予算で歳出で1,500万円ほど計上しておりますけれども、その後県のほうから事業費増額の申入れがありましたものですから、そちら100万円ほど、100万円を歳入のほうで受けさせていただいて、歳出のほうでこれに見合う金額、7割補助というふうになっておりますので、逆算をしまして150万円を計上させていただいたものとなっております。

そのほかの部分となりますと、例年秋口に被害木調査を行うわけなのですが、12月補正の予算計上の際には調査結果ちょっと間に合わないものですから、例年の見込みといひましようか、そういったものを持ちまして予算要求をさせていただいておりますが、それでいきますと町単事業と今の衛生伐を含めまして、今年度の推計被害量を1,500立米ということで想定をさせていただいた上での計算をさせていただきました。先ほど衛生伐の部分のお話をさせていただきましたが、衛生伐の部分、12月補正で150万円を追

加させていただきますと1,650万円、衛生伐予算となります。防除の委託料の単価でありますけれども、1立米当たり2万5,000円というふうに想定をさせていただいておりますので、逆算をしまして、衛生伐で可能な面積を660立米というふうにこちらのほうで算出しております。全体の被害量が1,500立米でありますので、衛生伐分を差し引いた残り840立米、こちらを町単の事業費として計上をさせていただきたいというものとなります。840立米に2万5,000円を掛けまして2,100万円、こちらが松くい虫防除事業の町単独部分ということとなります。

あともう一つということのお話になりますけれども、春先に青塚海岸林、こちらのほうを松くい虫防除の業務をさせていただいて伐倒等させていただいたわけですが、その後といいましょうか、これから先の計画としましては、ここに植林をしたいということで想定をいたしております。春に特別伐倒駆除やった部分につきましては、もともと暴風砂防林としての役割を担っていた森林であるということ、今回の伐倒によって暴風砂防林の再形成が必要であること、場所からしまして海岸林の最前線であるため潮風による影響がすごく強いということもあって、松苗を植えたとしてもそこを保護するための設備が必要だといったようなお話をいただきまして、防風柵を事前に設置をさせていただいて、その後植林をするといった流れを想定させていただいております。防風柵の部分で委託料、こちらのほうで見積りを依頼しまして、200万円の計上とさせていただいております。どういったものかと申しますと、丸太を使った防風柵ということで見積りさせていただいております。地面からの高さとしては大体1.5メートルくらいのものを105メートルにわたって柵を設置すると。材質がまず丸太をメインに使っての105メートルの防風柵の設置をしたいというものとなっております。全て合わせまして2,450万円という金額となっております。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） いわゆる1,500立米というのは多いのか少ないのかというのはちょっとまたお聞きしたいところなのですが、例年の数に対して多いのか少ないのか。実際今回5日の日、いわゆる白木地内になるわけですが、この前のボランティア、青塚地内だかな、白木……青塚になるのか、この5日のときは。

（「青葉台のすぐ上だよ」の声あり）

9番（阿部満吉君） 青葉台の。青塚になるのだがや、あそこは。服部興野地内ですね。そっこのほうが通りがいいですね。何か今回は下枝がかなり枯れていて、いつものいわゆる松林よりも少し損傷が激しいというか、立木の中でも庄内支庁の森林課の方でしょうか、ピンクのリボンを巻いて歩いているようでしたけれども、かなりの本数に巻いていて、大分いわゆる本当に全伐して切り替えたほうがいいのかという部分も出てきましたので、その辺の状況についてどう把握されているのか。今回、恐らく県のほうでも調査していたと思いますので、その辺は新年度予算に組み込まれてくるのか、町だけで一生懸命やったりやっつけていかなければいけないのかという状況についてもお答えいただければありがたいと思います。

委員長（那須正幸君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

先ほどのご質問の中で1,500立米が多いのか少ないのかといったところでのお話がございましたけれど

も、それに関連しまして昨年の実績の数値、手元にありますので、お伝えしたいと思います。昨年の実績でいきますと、町単独の伐倒の部分では572立米ほどでございました。あと、衛生伐、国、県からの補助をいただいて行いましたものが597立米でございましたので、まず1,170立米を事業として実施をしたということでもあります。今年の調査も行いまして一応結果は出ておりまして、現時点での調査結果であります。1,300立米ほど巻かれているといったような報告をいただいております。この調査結果以前に予算要求をさせていただいておりますので、まず足りないということにならないように1,500立米計上させていただいておりますので、最終的に不用額が出た際には減額補正といった扱いをさせていただこうかと思っております。今回調査した部分につきましては、やはり6月の松くい虫の初発日までには処理をしたいという思いもございますので、今回調査部分は年度内に全て完了したいというふうに思っております。当然あと県のほうの予算等もございますけれども、県と連携しながら、どこをどのようにやっていくかといったところの調整は図っていききたいと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 今回のいわゆる服部興野地内の下枝というのは本当にのこぎりが要らないほど、手で折れるほどでございました。それが松くい虫の被害の特徴なのかどうなのかというのは調査の上、それなりのまた、ほかの林の手入れに影響してくるかと思っておりますので、その辺の内容もし分かればお願いしたいと思いますし、今データがなければその調査の上、今後に活かしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

委員長（那須正幸君） これで9番、阿部満吉委員の質疑を終わります。

11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 私からも1つか2つだけですけれども、質問させていただきます。

もともと質問項目が少ないもので、あまり残っていないのですよね。13ページの農業振興費の中で、負担金補助及び交付金ということで経営所得安定対策等推進事業費補助金165万円がありますけれども、この内容について伺いたいと思ひます。

委員長（那須正幸君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

経営所得安定対策等推進事業費補助金165万円についてのお尋ねでございました。こちらにつきましては、農林水産省の共通申請サービス、eMAFFと言われるものがございますけれども、そちらのサービスを利用させていただくためにこちらで現在持っているデータをこのサービスのほうに取り込めるように変換といひましようか、データを移行していくといった事業となります。その事業費につきましては、国から10分の10でお金をいただけますので、165万円の歳出ですが、歳入もまず同額ということでのものとなっております。町からは遊佐町農業振興協議会のほうに支出をさせていただきまして、協議会と国が指定する事業所と契約を締結して作業を進めていくといったこととなります。本格運用といひましようか、来年度当初からの運用を目指しております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） データを移行して新しい何か方針のようなものを打ち出すみたいなことのようにですけども、どのようなデータを提供して、およそどのような計画なりが示されるということになっているのでしょうか。

委員長（那須正幸君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

移行するデータでありますけれども、こちら町で保有しております地域農業に係る部分のデータ、経営所得安定対策交付申請に係るデータ、水田の台帳ですとか畑地の情報、そういったもののデータでありますけれども、これを国のサービスを使うためには電子化を図らなければいけない、今持っているデータをそのままサービスの中に入れ込むことができないということでしたので、ここに一手間加えましてサービスを利用できるように加工をするといったものとなります。新たな方針とか、そういったことではなくて、現在行われている補助制度、そういったものの手続をより簡便に、スムーズに行えるようにするシステムということになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） いろんな基本的な、一般的な情報をただ移行するというようなことでして、それを基にして使いやすくするというだけの話みたいでして、何ら現状の営農だとか米価に対する対策のような、そういうものではないということでしょうか。

委員長（那須正幸君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えいたします。

委員おっしゃったとおりということでありまして、新たな何か制度をつくるとか、そういったもののためものではないということでご理解いただきたいと思います。

委員長（那須正幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 私もこれについては全く知らなかったものですから、経営安定対策というふうな、書かれているものですから、米価とか新たな営農の方式とか、そんなものでも打ち出されるのかなと思っていましたものですから、この内容については分かりました。

次、14ページですけども、土木費、道路新設改良費で、公有財産購入費、用地取得費3,200万円あります。これは町道認定のことだとは思いますが、議第94号に道の駅建設に伴って整備する連絡道路、ランプを町道として認定するものと。この道路を造るための予算ということなのか伺いたいと思います。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

この用地取得費3,200万円になりますけれども、後で町道認定ということをお願いするわけですが、路線名でいうと道の駅南線ということで、PAT、新しく道の駅できるところの迂回するランプから下りてくる道路の道路部分だけの用地取得費でございます。

委員長（那須正幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 南線だけの用地取得費ということのようですけども、今の場合、道の駅北線

と道の駅南線と一応2つあるわけです。私、参考までにこの図面をちょっとある人にいただいたのですが、これ見えていますと今のこの3,200万円に関係しなくても、この北線の場合、何か非常に膨らんだりしているのですよね、形が。端のほうに行くと逆に急に細くなったり、真ん中って何か膨らんだりしているわけです。例えば北線の場合。これも多少、隣なので、関係していることではないかと思うのですが、この道路がいかにもいびつに見えるのです。何でこんなふうになっているのかなということもまずできれば伺いたいと思います。まず、そこをお願いします。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

確かに形状だけ見ればいびつです。ただ、こちらの北線につきましては、もともと国交省のほうでそちらに乗り降りする当初の計画のランプでございますので、その跡地でございますので、そのようないびつに、丸くなったような形になっていることでございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） それはちょっと、では国交省でやっていたものがこうなっていたということですね。今の南線ですけども、長さが409メートルです。このまま解釈すると、ここの用地を取得するのに3,200万円がかかっているということなのではないでしょうか。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

この409メートルというのはスケールアップですので、大体の延長でございますけれども、約400メートルちょっとということでございます。この道路部分、409メートルに関わります道路を築造します面積を今回町のほうで取得すると。その部分が、時点修正でございますので、若干の気持ちの余裕を持った形での予算を計上させていただいております。

委員長（那須正幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 長さ、L字溝になってはいますが、409メートル、この幅がどのくらいあるかちょっと分かりません。図面から見るだけでは。もし全部の幅が10メートルとしますと、4,090平米になるわけです。1反歩が1,000平米なわけです。そうすると、4,090平米となると約4反歩だと。我々農家の感覚からいくと。でないかと思うのです。という単純な計算しかできないので申し訳ないのですが。私はここの形状なんかはよく現場見ていないので分からないのですが、4反歩で3,200万円ということになると、1反歩当たり800万円ですか。

（「面積じゃないんで」の声あり）

11番（斎藤弥志夫君） というふうなことになるみたいなので、これとんでもない値段ではないかと。一応この格好からもそう見えるので、その辺はどうなのでしょう。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

上幅の面積計算で逆算しているようでございましたけれども、法足含めると大体8,000平米ぐらいの面積になってございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） 8,000平米とすると、また単純な話ですが、8反歩ですよ。8反歩で3,200万円だとすると、1反歩400万円になりますね。400万円でこれ買う予定なのですか。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

ただいまの単価につきましては、P A T推進室のほうで不動産鑑定士さんのほうにお願いしてございます。当然といえますが、高速道路すぐ近くで用地取得してございますので、その辺を含めまして不動産鑑定ということで算定してございますので、その辺時点修正を含めた形での単価で買収するというようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） これまで我々も町が学校の用地の隣を買ったり、例えば消防署を造るときにちょっと土地増やしましたよね。南側ですかね、あの辺。田んぼを買ったりしたではないですか。あの辺買ったときなんか大体1反歩、1反歩当たりという私やっぱり観念強いのですけれども、100万円くらいだったと思いました。

（何事か声あり）

1 1 番（斎藤弥志夫君） あの消防署のよ。南辺り。500万円だ。500万円だっけ。500万円と100万円では全然違うわけですがけれども、あの稲川小学校の辺り、あれ。前。あの辺の田んぼ買ったとき100万円くらいだったですよ。今の場合も400万円だということのようです。それ分かるのですけれども、今ここへ農業委員会の会長代理もいますけれども、農業委員会で農地買うような場合、これ全然違う話だとは思いますが、大体あの辺だと今60万円か70万円くらいではないかと、私なんかはそんなふうに見当をつけるのですけれども、それが400万円ということになると随分もう桁違いにどんと増えるわけなので、やっぱりそういうふうなあれ、鑑定士にお願いしていると。ほとんどお抱え鑑定士ということではないかとは思いますが、そのくらいのことで買うということなわけですよ。どうもあまりにもかけ離れているという庶民感覚があるもので、もうちょっとだけ答弁お願いできますか。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

同じ答弁になるかと思えますけれども、その他土木工事、その他畑西線とか今道路改良工事やっていますけれども、公共工事で用地取得するときは当然不動産鑑定士さんのほうへお願いして単価を算出していただいて購入と用地契約ということでございますので、今回もそのような形で不動産鑑定士をお願いして、その評価に基づいた形で契約させていくというようなことで考えてございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） ぜひそういう形で円滑に進めていただきたいと思います。ちょっと単価があまり、庶民感覚とかけ離れていたものですから伺ったものです。3倍、4倍も違うのかなということだった

ので。

私の質問はこれで終わります。

委員長（那須正幸君） これでは11番、斎藤弥志夫委員の質疑を終わります。

10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） それでは、私からも産業課お聞きいたします。

13ページの4目畜産業費、この負担金補助金及び交付金ということで、豚熱ワクチンの支援事業補助金があります。よくマスコミ等に、捕獲されるイノシシのかなり高い率で豚熱に感染しているということであり、今イノシシ等の野生生物が非常に多くなってきております。これをワクチンだけで耐えることができるのかなというふうには私はいつも危惧しているところであります。現に鶴岡地区の畜舎では出て、処理を行ったという事例もございますので、我が町に来なければという話ではありますが、多分野生のイノシシ等は豚熱に感染して山中をうろろしているのかもしれないというのは皆さんのやっぱり共通認識だと思います。そうするとワクチンだけの対応ができるのか、それともプラスアルファの対応をお考えなのか、その辺伺います。

委員長（那須正幸君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えいたします。

豚熱ワクチンの関係だけでは対策として不十分なのではないかといったようなお尋ねかと思っております。今回の補正予算につきましては、ワクチンの接種補助金ということでの計上をさせていただいておりますけれども、これまで県の事業ですとかを活用してということになりますと、豚舎に動物が入らないような柵の設置ですとか防鳥ネットの設置ですとか、電気柵の設置ですとか、そういった対応なども現状ではされているといったものでございます。この先何か新たな対策等打てるものがあるのかどうかということについては、専門家といいたしましうか、県とかそういったところからの情報をいただきながら、町としても対策をしていきたいと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） このような電気柵等ありますが、これ特に水際作戦なのです。なので、本来であればそういうイノシシ等、豚熱だけではなくて、多分このままだとかかなり増えていく可能性があります。山手の農作物に被害を及ぼすというのが放置していればいずれ起こることということに考えられます。その辺も含めて対策を取っていただきたいというふうに思います。やはり根源を減らすというものが一番間違いない手だてだというふうに思いますので、両方の対策によって、遊佐町は県内でも養豚の数がもう1、2番を争う数になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは次に、次のページ、14ページの5目交通対策費であります。デマンドタクシー運行業務委託料53万円ほど補正になっておりますが、この内容を伺います。

委員長（那須正幸君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えいたします。

デマンドタクシー運行業務委託料53万円の補正でございますけれども、デマンドタクシーにつきましては、皆様ご承知のとおり、商工会さんのほうに業務委託をさせていただいておりますけれども、今年運行

していただいている中で、やはり燃料費の高騰、そういったものが業務委託料のほうにのしかかってきているといったところでございまして、当初委託料の中で燃料費としまして100万円予定をしておったわけですが、今後の見込みも含めると年間で153万円ほど必要になるといったようなお話を頂戴しましたので、今回の補正で53万円増とさせていただきたいと思つての計上となります。

委員長（那須正幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） コロナ禍の中でデマンドタクシーの利用率というのはやはり、全ての経済が落ち込んでおりますので、下がっているのかなというふうに思っております。そう考えれば、走行距離と燃料代を相殺すればそんなに委託費が増えていくものかなというふうに素人考えでは思うのですが、ではその利用率、利用者人数というのはコロナ禍の場合と比べて今のような経緯をたどっているのか伺います。

委員長（那須正幸君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

やはりコロナ禍となりますと皆様移動を控えるといったような状況となっておりますのでありまして、ちょっとすみません、詳細な数字、手元にちょっと今見当たらないのですが、利用される方は減っているのは事実かなというふうに思います。ただ、今後コロナもだんだん落ち着いてきていると、収束に向かうということも想定もされますので、そういった中であつては利用される方が増えてくるのではないかと、そういったことも期待をしておりますので計上となります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） では、燃料費が上がったから委託料を上げたということであれば、燃料費が下がった場合は委託料を下げるという認識でいいわけですか。

委員長（那須正幸君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えいたします。

そもそも委託料の中に燃料費が入っていることがどうなのかなといったところは私の中でも疑問でありましたので、ただ今年度については委託料の中での扱いとしておりますので、今後ここを少し見直して、燃料費を切り離すなり、そういったところも検討したいと思つておるところです。

以上です。

委員長（那須正幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 今言ったように、多分委託料に燃料費というのがちょっと私も腑に落ちなくて、だから下がった場合委託費を下げるのかというふうにお聞きしたのであります。なので、今後その変動する部分をどう扱うのか、これはしっかり、委託費に直接関係するものです。なので、要は実働した距離数、やっぱり距離なのです。それを明確にして、それでガソリンが上がった分を相殺した場合というような燃料を割り出すというのは、距離数等あるので、そこは今回特別だということであれば次からはなしですよと、燃料代を含めてというふうになるので、ここはちゃんとした決め事をつくらないと。では、下がったときは下げますよ。今の説明であれば、下がったときには下げますよというふうになるので、そこはこれからしっかりどうするかをやはり協議しないと、そのたびそのたびに上がつては経営するほうも予算を手でするほうもそれは困ると思つますので、その辺よろしくお願ひしたいと思つます。

それでは最後に、14ページ、先ほど7番委員がおっしゃってありました升川地内の水路です。たしか前に町長が町政座談会のときに副区長だかな、誰かさんから要望があったということで、調べたところやはり早急にやらなければいけないという工事で、650万円ほど。よくやっぱり振興計画があって、実施計画があって、そしていくのだというのがいつもお話しさせて、町長もお話ししております。なので、これ工事の実施計画では3か年で1,500万円ですよね、この側溝の予算が。今年は当初予算270万円ほどでした。それに650万円加算されたわけなのですが。そういうやはり切迫した箇所があるというのは、多分ですよ、今回は町政座談会ではなくて前々から地域の人が気づいていて、町にそういう情報は流れていなかったのか、それを伺います。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

今回の升川地内につきましては、今年度当初、年度当初集落のほうから、区長さんのほうからご要望ただいて、そして併せて座談会のほうでもご要望いただいたということで、現地のほうを確認して、先ほど説明させていただいたとおり、吸い出しを受けているというようなことで、緊急的にまず工事をさせていただきたいということで今回補正をお願いしたところでございます。

委員長（那須正幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 調べたら緊急に工事をしなければいけないということでありました。そういう話は、今年ではなくて、多分前々からそういう懸案はあったのかなというふうに私は思っておりますが、もしそういうものが隠れて見えなかったということにならないでほしいと。やっぱりそういうことがあって、見れば早急な工事が必要だとなれば今のような対応をしなければいけないということでありますので、地域の声をしっかり拾って、やはりすぐ現場に駆けつけるということが大事。特に課長はすぐ現場に視察へ行って対応をしてくれるお方でございますので、町民もしっかりした情報発信をこれしていかなければいけないのかなというふうに今の案件で知ったところであります。なので、地域の人から言われたのではなくて、あそこは危険箇所というのが、町でも危険箇所というのは何か所かずっとチェックして網羅しているのです。やっぱりそこをある程度時間を見てチェックするとか、緊急な工事が必要なかというのは、来たからではなくて、やはりこちらからも、町当局からもしっかり目配りをしながら、やはりそういう緊急な工事をしようとする部分はしっかりしていただきたいと思います。ただ、水路等、やっぱり1か所なると650万円。予算が500万円ですよ。だから、ここの部分は、補正で持っていけばいいのだという考えであればいいのですけれども、やはりそこを少し膨らませておかないと、いや、予算額これだからちよつと待ってくれさという、こういうふうになりますので、やはり一番町民に身近な町道、水路、よく町道の改修だとかU字溝を入れてくれというお願いは毎年あるわけです。我々も町民との懇談会すると必ずそういう手のお話が出てきます。なので、まずはこの辺もう少し、補正対応ではなくて、もとを少し膨らませて、町民にも町としては予算をしっかり持っているのだという、やはりそういう構えをしていかないと、どうも執行部も執行部で担当も予算がないようですから来年にとかという話になってしまうので、その辺ある程度の予算を保ち、しっかりした工事をしていただきたいと、そんなふうに思います。どうでしょうか。

委員長（那須正幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

側溝整備等、そして道路管理等、一定規模の工事量につきましては、当然ながら先ほど委員おっしゃったとおり振興計画のほうに上げさせていただいて、そして上げたものを予算措置、そして工事実施というような手順を踏んで実施するのが当然でございます。そういう形で実施してございます。ただ、緊急的なちょっとした補修工事等につきましては、色つき予算で別途維持補修工事ということで毎年2,000万円ないし2,500万円の維持補修工事費いただいておりますので、こちらの予算のほうで緊急箇所、小規模の工事については対応させていただいております。

なお、そのような集落からのご要望あって、次年度末であれば振興計画に上げて、予算措置して次年度施行ということでありませうけれども、今回の場合は次年度まで待ち得ないような状況でございましたので、このような形で緊急的にまず補正を取らせていただいて、冬工事で工事を施行したいということで補正を上げさせてもらったところでございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） ちょうど時間となりましたので、よろしく願いしまして、私の質問は終わります。

委員長（那須正幸君） これで10番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（那須正幸君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略し、採決することにしたと思いますが、これに異議はございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（那須正幸君） 異議なしと認め、採決いたします。

それでは、本特別委員会に審査を付託された議第84号から議第87号まで、以上4件を採決いたします。

この採決は、1件ごとにそれぞれ区分し、挙手により行います。

なお、可否について、挙手しない者は否とみなします。

最初に、議第84号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（那須正幸君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決まりました。

次に、議第85号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（那須正幸君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決まりました。

次に、議第86号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（那須正幸君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決まりました。

次に、議第87号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（那須正幸君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決まりました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに第1委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後3時04分）

休

憩

委員長（那須正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時40分）

委員長（那須正幸君） 本日の本特別委員会において、池田副町長と阿部委員の発言の中で本人より訂正の申出のあった部分については、これを許可いたします。

報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 報告書案文を朗読。

委員長（那須正幸君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま事務局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（那須正幸君） ご異議なしと認めます。

よって、事務局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後3時42分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

令和3年12月10日

遊佐町議会議長 土 門 治 明 殿

補正予算審査特別委員会委員長 那 須 正 幸